

第六期帯広市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

(原案)

平成 27 年 1 月

帯広市

目 次

第1章	計画策定について	1
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置付け	2
4	計画期間	2
第2章	第五期計画の実施状況	3
第1節	高齢者のいきがいづくり	4
第2節	健康づくりの推進	7
第3節	介護予防の推進	9
第4節	在宅サービスの充実	12
第5節	施設サービスの充実	21
第6節	地域で支える仕組みづくり	22
第7節	介護保険事業の実施状況	25
第3章	計画推進の基本方向と施策の体系	39
第4章	施策の推進	42
第1節	高齢者のいきがいづくり	43
第2節	健康づくりの推進	45
第3節	介護予防の推進	47
第4節	在宅サービスの充実	50
第5節	施設サービスの充実	60
第6節	地域で支える仕組みづくり	62
第7節	認知症施策の推進	64
第5章	介護保険事業の見込み	66

第六期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第1章 計画策定について

1 計画策定の背景

高齢化の進行に伴い要介護高齢者が増加する一方、核家族化等により要介護高齢者を支える介護者の状況も変化してきたことに対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年4月に老人福祉と老人保健の両制度が再編され、介護保険制度がスタートしてから14年が経過しています。

その間、在宅・施設サービスの充実はもとより、介護保険料の見直しや介護報酬の改定、介護予防を重視した予防給付や地域支援事業の創設、地域包括支援センターの設置、地域密着型サービスなど介護保険に関する施策の充実が図られてきました。

また、国においては、平成24年2月の「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定、同年8月に「社会保障・税一体改革関連法案」の国会成立、平成25年12月の「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」成立、そして、平成26年6月18日の、介護保険法、医療法等19の法律を一括して改正する「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（以下「医療介護総合確保推進法」という。）が国会にて可決成立したところであります。

この「医療介護総合確保推進法」による介護保険法の改正では、地域包括ケアシステムの構築のため、地域支援事業のなかの包括的支援事業に在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等の追加のほか、これまでの介護予防の訪問介護・通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業へと移行するなどが、実施されることとなりました。また、費用負担の公平化のためには、一定以上の所得を有する第1号被保険者の利用者負担を2割へ、低所得者の第1号保険料の軽減拡充等が実施されることとなりました。

厚生労働省は、今回策定する第六期介護保険事業計画以降を「地域包括ケア計画」と位置付けており、本市においても団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けて、自助・互助・共助・公助を組み合わせ、『高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生き生きと充実した生活を営むことができる社会』を構築できるよう、介護保険制度改正への対応や地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。

2 計画策定の趣旨

計画策定を進めるにあたっては、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年の高齢者福祉と介護保険事業のあるべき姿を念頭に置きながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指し、高齢者施策の推進に取り組んでいくことが必要です。

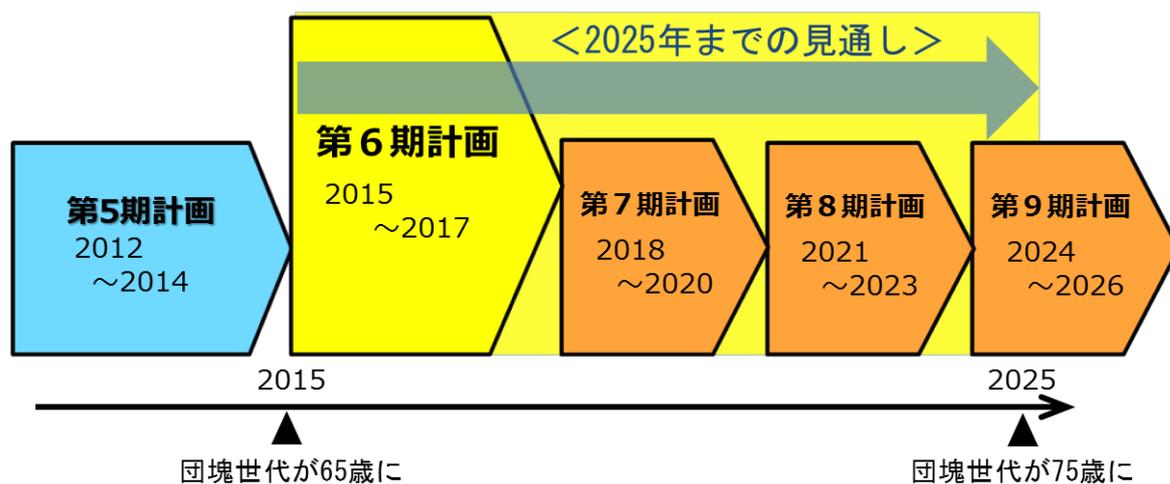
そのため、「第六期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、『高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生き生きと充実した生活を営むことができる社会』の構築を基本理念とし、本市における人口の高齢化に伴う諸問題に対応するため、高齢者福祉並びに介護保険事業の基本的な目標を定め、その方向性を示し、必要な施策とその取組を総合的かつ体系的に推進するために策定するものです。

3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、老人福祉法第 20 条の 8（老人福祉計画）及び介護保険法第 117 条（介護保険事業計画）に基づき、両計画を一体的に策定するものです。
- (2) 本計画は、本市の上位計画である「第六期帯広市総合計画」、「第二期帯広市地域福祉計画（策定中）」との整合を図るとともに、保健福祉分野等の関連計画と調和を保つものです。
- (3) 本計画は、「北海道介護保険事業支援計画」との整合を図るものです。

4 計画期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。



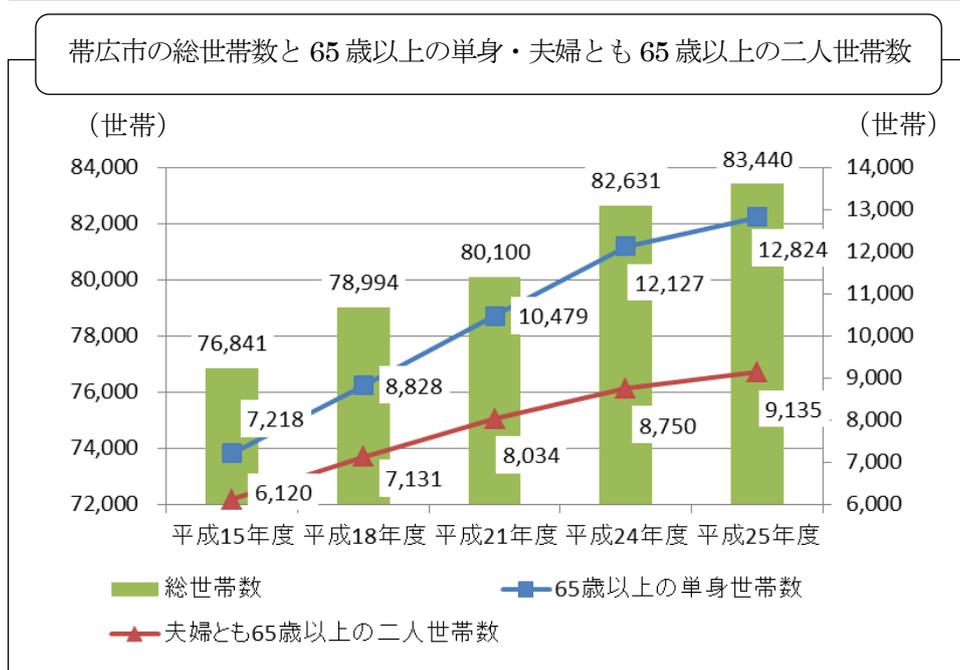
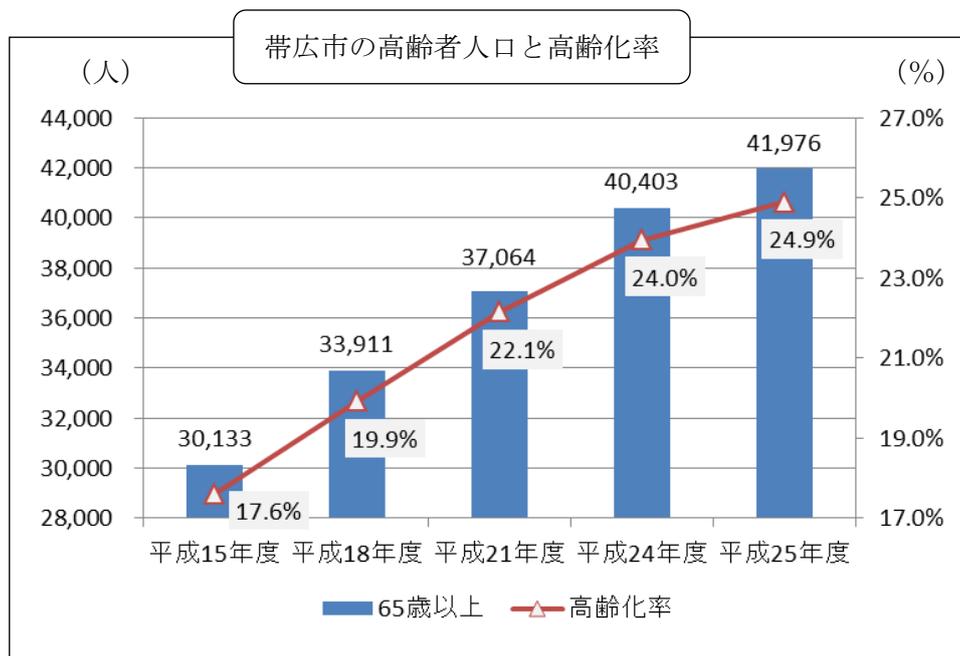
(図の出典：『全国介護保険担当課長会議資料』（平成 26 年 7 月 28 日）より）

第2章 第五期計画の実施状況

本市の高齢者人口は、介護保険制度がスタートした平成12年の年度末人口26,875人（高齢化率15.5%）から、平成26年5月末には遂に高齢化率が25%を超えて高齢者人口が42,255人まで増加しており、約4人に1人が高齢者という社会になっています。

また、最近10年の世帯数をみても、高齢者単身世帯、高齢者の夫婦のみ世帯のいずれも増加の一途をたどっております。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が一層増加する中、第五期計画では、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生き生きと充実した生活を営むことができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け取り組んできました。



第1節 高齢者のいきがづくり

高齢者が住み慣れた地域や家庭で、健康で生き生きと自立した生活を送ることができるようにするためには、一人ひとりの高齢者がいきがいを持ち、これまで培われた知識、経験、技能を活かした社会参加を促すことが大切であり、活力ある高齢社会の構築のために重要です。

そのためには、老人クラブを中心とした交流機会の促進をはじめ、趣味活動・スポーツ活動・学習活動等の社会参加を通じたいきがづくりの促進、社会貢献活動等を通じた多様な社会参加の機会を提供するとともに、積極的な就労支援など、高齢者がいきがいを持って生活できる環境づくりを推進し、より多くの高齢者が健康でいきがいを持って、主体的に社会参加できるよう支援しています。

1 交流機会の促進

(1) 老人クラブの育成

- ① 身近な地域における高齢者相互の交流と社会参加の機会を拡充するため、オビヒロホコテンでの勧誘など老人クラブへの加入促進活動を支援しています。

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
単位老人クラブ	クラブ数	176クラブ	166クラブ	161クラブ
	会員数	9,448人	8,812人	8,440人

- ② 家に閉じこもりがちでひとり暮らしの高齢者等を対象に訪問し、高齢者の孤独感や不安感の解消につながる老人クラブの友愛訪問活動を支援しています。

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
友愛訪問活動	延回数	20,710回	19,883回	10,369回
	延人数	30,056人	28,579人	14,168人

(2) 社会参加の促進

- ① 高齢者の健康づくりといきがづくりを支援し、積極的な社会参加、道路交通の安全確保及び環境負荷の低減を促すため、公共交通機関であるバスによる外出支援を進めています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
高齢者バス無料乗車証 交付者数	15,820人	17,532人	18,826人

- ② 高齢者の豊富な知識や技術を活かして、懐かしい遊び教室、園芸などのイベントを通し世代間交流や地域交流の推進を図っています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
世代間交流事業	127 回	75 回	-

- ③ 高齢者の健康づくりといきがづくりを推進するため、様々なボランティア活動や研修会を支援し、社会参加の促進に努めています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
地域環境美化 活動延人数	117 人	135 人	129 人
各種研修会参加人数	995 人	947 人	302 人
老人専用バスの利用回数	77 回	91 回	53 回

(3) 生涯学習の推進

- ① いきがづくりや仲間づくり、情報社会への適応などの学習の場と機会を提供するため、高齢者学級の開講やその修了者による地域の自主グループの支援に努めています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
高齢者学級生徒数	181 人	234 人	192 人
わかば会会員数	837 人	774 人	777 人

- ② 豊富な知識、経験、技術を活かしながら社会参加ができるよう、高齢者の地域ボランティア活動などの奨励に努めるとともに、世代間交流を進めています。
- ③ 高齢者の自主的な文化活動を進めるために、芸術文化の鑑賞機会や文化活動の発表機会を充実するとともに、日々の生活に運動が取り入れられるよう、スポーツ活動に親しむ機会を充実に努めています。
- ④ 情報化社会の進展とともに高齢者にもパソコン等の活用への関心が高まり、新たな交流や趣味も広がりつつあることから、パソコン教室の開催などによる普及・啓発に努めています。

(4) 交流機会の場の提供

- ① 高齢者・障害者・福祉団体等の活動の場である「グリーンプラザ」や、高齢者が利用できる高齢者活動室・多目的活動室を備えた「市民活動交流センター」等、高齢者が、より交流しやすい環境づくりを進めています。

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9月末)
グリーンプラザ 利用延人数		156,426 人	159,782 人	80,518 人
市民活動交流センター 利用延人数		19,165 人	19,272 人	9,658 人
地域交流 サロン	利用延人数	18,850 人	20,251 人	10,114 人
	数	23 か所	26 か所	27 か所

- ② 高齢者が、学校において児童・生徒との交流や学校支援等の活動に参加しやすい環境づくりを進めています。

2 就労の場の確保・拡大

(1) 雇用就業機会の確保・拡大

高齢者が長年培った知識・経験・技術を活用することは、働き続けたいという高齢者の希望を満たすほか、社会の活力を維持するためにも不可欠です。経済的な理由だけでなく、健康づくりやいきがづくり、社会貢献を兼ねて臨時的、短期的な働き方を望む人も多いことから、多様な就業ニーズと就労の場を結びつけるため、シルバー人材センターの事業運営を支援しています。

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9月末)
シルバー人 材センター	会員数	838 人	768 人	719 人
	受注件数	7,196 件	6,643 件	4,784 件

(2) 相談・斡旋機能との連携

公共職業安定所等関係各機関と連携を図りながら高齢者の就労支援に努めています。

第2節 健康づくりの推進

本市では、市民一人ひとりが主体的に生活の質の向上に努め、健康づくりを進める社会環境の整備を図ることで、食生活・喫煙・飲酒・運動不足などの生活習慣に起因したがんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病、ストレスなどによるこころの病の予防に取り組んできました。

高齢期においても、これらの疾病を予防し、生活の質（QOL）を維持し、生涯にわたっていきがいを持って、健康に自立して暮らすことができるように、健康づくりの取組として、健康診査や各種がん検診、健康教育などの保健事業の充実を図り、疾病の発症予防、早期発見・早期治療を進めています。

さらに、平成25年度に策定した『第二期けんこう帯広21』では、仲間とともに活動的な高齢期を過ごすことを目標に掲げ、市民や関係団体等との連携により自主的な健康づくりを担う人材育成を推進し、高齢者の主体的かつ継続的な健康づくりの取組を進めています。

1 疾病予防対策の充実

(1) 各種健診・がん検診などの実施

① 特定健康診査

糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防するために内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群の発見に努めています。

項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度(9月末)	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
受診率	65.0%	27.3%	35.0%	28.1%	41.0%	28.7%

② 特定保健指導

特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導を実施し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群の減少に努めています。

③ 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症の早期発見・早期治療につなげるとともに、骨粗しょう症予防に関する正しい知識の普及・啓発を行っています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
受診数	128人	111人	61人

④ 各種がん検診

胃がん・肺がん・子宮がん・乳がん・大腸がんなどの各種がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療に努めています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
平均受診率	25.8%	26.7%	10.7%

(2) 高齢者に対する予防接種の推進

高齢者に対するインフルエンザの感染を防ぎ、重症化を予防するために予防接種を行っています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
接種者数	18,474人	19,089人	未実施

※未実施の理由 11月開始のため

2 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの充実

① 健康教育

町内会や婦人会、企業などを対象に、食生活や運動、こころの健康などに関する講話や実技を地域に出向いて行っています。

また、老人クラブについては、地域包括支援センターと連携しながら実施しています。

② 健康相談

電話相談や来所相談などで、健診結果や生活習慣改善など健康づくりに関する相談や、ストレスや不安などこころの健康に関する相談に応じています。

③ 訪問指導

保健師等が、訪問により健康問題を総合的に把握し、必要な保健指導を行っています。

④ ボランティアの養成と育成

食生活改善推進員や健康づくり推進員などのボランティアを養成し、保健事業への参画や高齢者への運動支援など、地域での活動を支援しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
食生活改善推進員養成数	20人	16人	11人
健康づくり推進員養成数	16人	14人	未実施

※未実施の理由 10月開催のため

(2) 身体活動・運動の推進

身体障害などにより生活機能の低下がみられる方を対象に、日常生活の自立や健康の保持・増進、社会参加の推進を図る身体障害者体力向上トレーニング事業を行っています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
実施回数	295回	250回	131回

第3節 介護予防の推進

「介護予防」は「要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと」と定義されています。

本市においては、全ての65歳以上の方が日常生活において自ら介護予防を実践していくために普及・啓発を図ることや、要支援・要介護になるおそれの高い方が早期に介護予防に取り組むための支援を行っています。

平成24年度からは、要支援・要介護になるおそれの高い方を把握する「二次予防事業対象者の把握事業」の実施方法を見直したことにより、従前に増して多くの二次予防事業対象者を把握することができました。

高齢者が、できる限り要支援・要介護状態とならず、また状態が悪化しないように、サービス体制を構築し介護予防施策を推進しています。

1 介護予防一次予防事業

(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識を普及・啓発するため、パンフレットを作成・配付するとともに、講演会等を開催しています。

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
講演会等	開催回数	79回	100回	57回
	参加延人数	2,454人	2,699人	1,863人
相談会等	開催回数	16回	16回	7回
	参加延人数	105人	296人	58人
運動教室等	開催回数	179回	160回	55回
	参加延人数	1,773人	1,837人	940人

(2) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修を行っています。また、介護予防に資する地域活動組織の育成や支援を行っています。

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
ボランティア育成のための研修会等	開催回数	136回	137回	68回
	参加延人数	2,680人	2,616人	1,333人
地域活動組織への支援・協力等	開催回数	341回	460回	251回
	参加延人数	3,832人	6,696人	3,880人

(3) 一次予防事業評価事業

介護予防一次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき予防事業の改善を図っています。

2 介護予防二次予防事業

(1) 二次予防事業の対象者把握事業

要介護状態等となるおそれのある虚弱な状態にあると認められる 65 歳以上の方(二次予防事業の対象者)の早期把握に努めています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
基本チェックリスト実施数	16,808 人	20,569 人	19,878 人
二次予防事業の対象者数	4,685 人	5,465 人	5,136 人

(2) 通所型介護予防事業

地域のコミュニティセンターや歯科医院等に通って介護予防に取り組む「運動器の機能向上プログラム」、「栄養改善プログラム」、「口腔機能の向上プログラム」を実施しています。また、膝痛・腰痛対策、認知症予防・支援、うつ予防・支援等に努めています。

① 運動器の機能向上プログラム

地域の福祉センター等で 4 か月間、軽体操、筋力トレーニング等や健康づくりの講話等を行い、運動機能の向上を目指しています。

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
運動器の機能向上 プログラム	実施場所数	16 か所	16 か所	16 か所
	実施回数	768 回	768 回	374 回
	参加実人数	709 人	825 人	592 人

② 栄養改善プログラム

栄養士が、個別に調理法やバランスのよい食事等についてアドバイスし、低栄養状態の改善を目指しています。

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
栄養改善 プログラム	参加実人数	2 人	2 人	2 人

③ 口腔機能の向上プログラム

歯科医師や歯科衛生士によるアドバイスや飲みこみのトレーニング等を行い、口腔機能の向上を目指しています。

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
口腔機能の向上 プログラム	参加実人数	69 人	67 人	52 人

(3) 訪問型介護予防事業

閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある二次予防事業対象者の方に対して、居宅等を訪問し生活機能に関する問題を把握し、相談指導を行っていますが、事業利用者がいない状況でした。

地域に潜在する対象者については、今後も地域包括支援センター等関係機関の訪問活動等で把握していきます。

(4) 二次予防事業評価事業

介護予防事業の参加者のうち評価が向上・維持できた人の割合の検証を通じて事業評価を行い、その結果に基づき実施方法等の改善を図っています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成26年度(9月末)
介護予防事業の参加者のうち 評価が向上・維持できた人の割合	95.6%	95.4%	94.0%

※評価未実施者は除く

第4節 在宅サービスの充実

高齢化の進行に伴い、介護の問題は不安要因の一つとなっております。

高齢者や家族が安心して生活を送ることができるようにするため、高齢者に対する生活支援にかかわる福祉サービスの充実と、高齢者ができる限り自らの意思に基づき、自立した生活を送ることができ、家族介護者への支援が図られるような環境づくりを推進しています。

また、介護サービス基盤の整備については、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域密着型サービスの整備を推進しています。

1 総合的な相談体制の整備

(1) 総合相談体制の充実

- ① 市役所の総合相談窓口及び保健福祉センターの相談窓口や地域包括支援センター、在宅介護支援センターにおいて、高齢者の個々のニーズに合った保健、福祉、医療、介護等にかかわるサービスの総合的な相談、調整、指導を推進しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
総合相談窓口・保健福祉センター相談窓口受理件数	30,008件	31,551件	16,295件
地域包括支援センター・在宅介護支援センター相談受理件数	11,356件	13,277件	6,695件

- ② 支援を必要とするひとり暮らしの高齢者の保健、福祉、医療、介護等の相談に応じ、在宅生活の不安を解消するとともに、健康づくりといきがいづくりなどの情報提供を図るため、訪問相談活動の充実に努めています。生活相談業務は、平成25年度から地域包括支援センターに業務委託しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
ひとり暮らし高齢者登録者数	2,264人	2,265人	2,293人

- ③ 認知症高齢者及びねたきり高齢者に関する様々な相談に応じ、在宅生活における助言を行うため、訪問指導活動の充実に努めています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
認知症高齢者及びねたきり高齢者登録者数	167人	158人	154人
高齢者訪問指導員	2人	2人	2人

- ④ 介護保険サービス事業者等の選択が容易にできるよう、事業者等の情報提供に努めています。
- ⑤ 支援を必要としている高齢者からの相談や安否確認等に対し迅速に対応するため、緊急連絡先などの情報を記録する高齢者台帳システムへの登録対象者の拡大に努めるとともに、効果的な運用を図っています。

(2) 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域や在宅での生活を継続していくためには、在宅サービス利用者の生活圏域ごとに、24時間切れ目のないサービスを総合的・包括的に提供できる体制整備が必要です。

そのため、これまでの市内全域を想定したサービス提供体制の整備に加え、身近で地域の特性に応じた多様なサービスの提供が可能な「地域密着型サービス」の整備が求められています。

地域密着型サービスの整備は、市内 8 つの日常生活圏域ごとのバランスを考慮して進めています。

(3) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で対応できる身近な相談窓口として、高齢者や家族から様々な相談を受け、必要なサービスにつなげるとともに、要介護状態への予防を継続的に行う介護予防ケアマネジメントや、高齢者の心身の状態の変化に応じた必要なサービスを利用できるよう支援しています。

また、高齢化の進行により増加する介護サービスや福祉サービス等についての相談、支援を行うための機能充実を図り、地域包括支援センターの活動が地域に浸透していくようサテライトを開設するなど、「地域包括ケアシステム」の推進のために関係機関との連携強化に努めています。

① 総合相談

高齢者や家族から様々な相談を受けて、どのような支援が必要かを把握して、必要なサービスにつなげています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
地域包括支援センター・在宅介護支援センター相談受理件数(再掲)	11,356 件	13,277 件	6,695 件

② 介護予防ケアマネジメント

要介護状態への予防のために、介護予防のケアプランを作成し、継続的に支援しています。

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
介護予防 ケアプラン 作成延数	予防給付 対象件数	16,661 件	17,402 件	9,271 件

③ 権利擁護事業

高齢者に対する虐待の防止や早期発見等の対応、成年後見制度等の活用、消費者被害の防止など必要な支援を行っています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
権利擁護に関する 相談受理件数	102 件	157 件	113 件

④ 包括的・継続的マネジメント

高齢者の心身の状態やその変化に応じて、必要なサービスを利用できるよう支援しています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
ケアマネジャーからの 相談受理件数	202 件	199 件	82 件

⑤ 認知症対策の充実

相談しやすい体制づくりや、認知症に関する知識の普及・啓発を図り、関係機関と連携して地域の見守り体制の構築を進めています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
認知症に関する 相談対応件数	653 件	707 件	401 件

⑥ 地域包括ケアシステムの推進

地域における保健・医療・福祉など関係機関等との連携強化に努めています。

地域包括支援総合センターは地域に設置する地域包括支援センター間の連携や情報交換及び指導・助言を行うとともに、地域包括支援センターを統括する機関として、機能の充実に努めています。

2 介護サービス

介護給付（要介護 1～5）や予防給付（要支援 1・2）の介護保険在宅サービス、日常生活圏域内での地域密着型サービスの提供体制の整備・充実等を図るとともに、医療ニーズの高い高齢者に対し、医療や介護サービスを切れ目なく提供するという観点から、新たに、24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することにより、医療と介護の連携の強化等に努めています。

(1) 介護給付の充実

これまでの在宅サービスの利用実績・見込みや要介護者等の伸びなどの状況を勘案し、要介護者の自立した生活を支援するために介護給付の提供体制の充実に努めています。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

在宅での日常生活に支障のある要介護認定者等が、身体の介助や日常生活の援助を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスの充実に努めています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
訪問介護事業所数	46 か所	50 か所	51 か所

② 訪問入浴介護

在宅での入浴が困難な要介護認定者等が、巡回入浴車を利用した入浴介助を受けるなどのサービスの提供を行っています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
訪問入浴介護事業所数	4 か所	5 か所	5 か所

③ 訪問看護

通院が困難な要介護認定者等が在宅で健やかで安心した生活を送るために、医療的な処置などを受ける体制の充実が必要となっています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
訪問看護事業所数	15 か所	12 か所	11 か所

④ 訪問リハビリテーション

通院等の困難な要介護認定者等が在宅で機能の維持・回復を図るため理学療法等を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
訪問リハビリテーション事業所数	6 か所	7 か所	6 か所

⑤ 通所サービス

ア 通所介護（デイサービス）

在宅の要介護認定者等がデイサービスセンター等で心身機能の維持・向上のため機能訓練などを受けることにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるように努めています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
通所介護事業所数	39 か所	48 か所	46 か所

イ 通所リハビリテーション（デイケア）

在宅の要介護認定者等が介護老人保健施設等で心身機能の維持・回復を図るため理学療法等を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、体制の充実が必要となっています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
通所リハビリテーション事業所数	7 か所	8 か所	5 か所

⑥ 短期入所サービス（ショートステイ）

要介護者等が心身機能を維持し、住み慣れた在宅での生活を継続するために、また、家族の介護負担軽減を図るレスパイトケアを推進するために短期的に介護老人福祉施設等に入所できるショートステイのサービス提供体制の充実に努めています。

また、家族の突然の怪我や病気、葬儀等の緊急時に利用できる緊急ショートステイのサービス提供体制の充実が必要となっています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
短期入所生活介護事業所数	11 か所	11 か所	11 か所
短期入所療養介護事業所数	5 か所	5 か所	5 か所

⑦ 居宅療養管理指導

通院等が困難な要介護認定者等が在宅で医師等から心身の状況に応じた療養上の管理指導を受けることにより、質の高い療養生活を送ることができるようになります。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
居宅療養管理指導事業所数	11 か所	15 か所	24 か所

⑧ 福祉用具の貸与・購入

要介護認定者等が心身の状況等に応じた福祉用具の貸与を受けたり、購入したりすることにより、できる限り在宅で自立した生活を送ることができるようになります。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
福祉用具取扱事業所数	14 か所	14 か所	14 か所

⑨ 住宅改修

要介護認定者等の心身の状態に応じた住宅改修が行われることにより、できる限り在宅で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
受領委任払登録事業所数	206 か所	216 か所	226 か所

⑩ 特定施設入居者生活介護

要介護認定者等の多様な住まいへのニーズに応じたサービス提供体制の充実に努めています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
特定施設入居者生活介護事業所数	10 か所	12 か所	12 か所

(2) 予防給付の充実

介護保険法の基本理念である「自立支援」を基本とし、高齢者等が介護の必要な状態にならずに、可能な限り健康で元気な生活を送ることができるように、心身状態の維持・改善の見込まれる要支援者への予防給付の提供体制の充実に努めています。

(3) 地域密着型サービスの整備

「地域密着型サービス」は、高齢者が要支援又は要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、日常生活圏域内で地域の実情にあわせたサービスの提供を行うものです。

本市においても、関係事業者等の協力を得ながらサービス提供体制の整備・充実に努めています。

① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

6ユニット定員 54 人の整備を進めています。

項目	平成 25 年度	平成 26 年度
整備数	川北圏域 18 人	広陽・若葉圏域 18 人
		南圏域 18 人

② 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

日常生活圏域の 4 圏域に 116 床（各 29 床）の整備を進めています。

項目	平成 25 年度	平成 26 年度
整備数	川北圏域 29 床	西圏域 29 床
	西帯広・開西圏域 29 床	南圏域 29 床

③ 小規模多機能型居宅介護

日常生活圏域の 4 圏域に 4 か所（各定員 25 人）整備を進めています。

項目	平成 25 年度	平成 26 年度
整備数	川北圏域 25 人	西圏域 25 人
	西帯広・開西圏域 25 人	南圏域 25 人

④ 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせた複合型サービスを提供するため、事業所の誘致に努めていますが、平成 26 年 9 月末現在、参入の実績はありません。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護 1～5 の高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を密接に連携した定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供に努めています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1 か所	1 か所	1 か所

3 生活支援サービス

(1) ひとり暮らし高齢者訪問活動事業

ひとり暮らし高齢者の安否確認と緊急時の速やかな対応を図るために、乳酸菌飲料の宅配による訪問活動により、ひとり暮らし高齢者の安全な生活の確保に努めています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
利用人数	955 人	922 人	892 人

(2) 高齢者在宅生活援助サービス

介護保険対象外となる除雪など、軽易な日常生活の援助として低所得者に対する在宅生活援助事業により、在宅高齢者の自立した生活の確保に努めています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
利用人数	62人	70人	22人

(3) 緊急通報システム事業

日常生活上、注意を要する状態にあるひとり暮らし高齢者等の急病や事故などの緊急時の対応を図るため、通報装置を設置しています。平成25年度からは、従来のペンダント・据置型の緊急通報システムに加え、外出先での緊急時の対応を図るためモバイル型を導入しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
利用台数	810件	791件	802件

(4) 食の自立支援事業（配食サービス）

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの必要な世帯に対して、介護予防の観点から栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、生活習慣病の予防も考慮した配食サービスの提供を行っています。また、配達時に安否確認の対応も行っています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
利用人数	776人	771人	607人
配食数	112,816食	114,237食	52,750食

(5) 短期入所施設利用等移送サービス

寝たままで乗車・移送できる特殊車両により、重度の在宅ねたきり高齢者等に移送サービスを提供しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
利用件数	6件	6件	0件

(6) ねたきり高齢者等寝具類クリーニングサービス

ねたきり高齢者等の清潔で快適な生活環境を維持するため、寝具類クリーニングサービスを提供しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
利用延件数	200件	192件	67件

(7) ねたきり高齢者等理美容サービス

ねたきり高齢者等の保健衛生の増進を図るため、在宅での理美容サービスの提供を行っています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
利用件数	554件	480件	163件

(8) 家族介護用品支給事業

在宅の高齢者を介護する方の経済的負担軽減等を図るために、要介護3以上の低所得の方に対して、紙おむつ等介護用品を支給しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
利用人数	175人	169人	137人

(9) 家族介護者リフレッシュ事業

家庭で要支援・要介護の高齢者を介護している家族の心身の負担を軽減するため、家族介護者リフレッシュ事業を実施し、介護者相互の情報交換や研修のほか、介護者の介護における孤立感の解消と介護の質の向上に努めています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
実施回数	4回	8回	3回
利用人数	41人	111人	33人

(10) その他のサービス

高齢者や身体に障害のある方などの状況に応じて、ごみの戸別収集を行っています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
戸別収集登録者数	272人	289人	298人

4 住環境の整備

市民や関係機関の協力を得ながら、公共建築物をはじめ道路、公園、公共交通機関等において、誰もが安心して利用できる環境の整備の促進を図るとともに、「ユニバーサルデザイン住宅改造資金補助制度」や「ユニバーサルデザイン住宅建設資金貸付制度」の活用を促します。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
住宅改造資金補助	32件	33件	34件
住宅建設資金貸付件数	6件	0件	1件

第5節 施設サービスの充実

介護が必要になっても居宅サービスをはじめとする様々な福祉サービスを利用しながら、できる限り住み慣れた地域や環境の中で日常生活を続けることが望ましいものの、在宅での生活が困難な高齢者を支援するため、ニーズに応じて適切な施設サービスが受けられるよう介護保険施設等の整備を進めています。

必要な施設サービスの基盤整備については、広域型の大規模施設の整備を進めるとともに、地域密着型の小規模施設整備を重視し拡充を進めています。

また、日常生活圏域ごとのバランスや入所希望者の実態、緊急性などを考慮することで、必要量の確保と質の向上に配慮し、計画的に整備を進めています。

1 介護保険施設等の整備

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備

第五期計画中に既存施設の改築に伴う増床分10床を整備し、これまでの整備数は429床となります。

(2) 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の整備

第五期計画中に日常生活圏域の4圏域において4か所116床の整備を進めており、これまでの整備数は242床となります。

項目	平成25年度	平成26年度
整備数	川北圏域 29床	西圏域 29床
	西帯広・開西圏域 29床	南圏域 29床

(再掲、第4節在宅サービスの充実、2. 介護サービス、(3) 地域密着型サービスの整備)

2 多様な住まいの普及の推進

民間による有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、多様な住まいの整備を促進しています。

介護付き有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護については、第五期計画中に民間事業者により200床の整備を進めており、これまでの整備数は616床となります。

第6節 地域で支える仕組みづくり

ひとり暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、認知症高齢者の増加などに対応するため、地域での見守りの必要性が高まっています。

すべての高齢者が住み慣れた地域でいきがいをもって生活をしていくためには、介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスにとどまらず、地域における生活全般にわたる支援体制を整備する必要があります。

そのために、市民の意識啓発はもとより、地域交流活動やボランティア活動などの促進のほか、行政が市民や社会福祉協議会、ボランティア団体、町内会、民生委員・児童委員などの社会資源と重層的かつ有機的に連携し、協働して支援する体制、さらには、地域づくりを担う人材の発掘と育成といった地域力強化の取組など、地域福祉ネットワークの形成を進めています。

1 市民の意識啓発

高齢社会の問題を市民一人ひとりの問題として捉えられるよう、市民の意識啓発を図り、町内会、子ども会、老人クラブなどの連携を深め、交流促進に努めています。

2 ボランティア活動の促進

各種ボランティア養成事業を通じて市民のボランティア活動に対する意識啓発及びボランティアの養成、ボランティア団体の育成・支援の各関係団体との連携を図っています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(9月末)
ボランティア登録者数	62人	56人	52人
ボランティア登録団体数	120団体 (3,732人)	119団体 (3,815人)	119団体 (3,596人)
ボランティアモデル指定校	11校	14校	12校
ボランティア養成講座	1回(5日間)	1回(5日間)	-
シニアボランティア養成講座	1回	1回	未実施

※未実施の理由 1月開催のため

3 地域福祉の推進

(1) 地域福祉ネットワークの促進

地域の民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会の福祉委員等福祉関係者の連携を図っています。更に、地域福祉向上に関わるボランティア団体の育成や支援のほか、団塊の世代等の幅広い知識と経験を活用し、地域福祉活動の充実、促進に努めています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
いきいき交流会開催数	20 回	20 回	10 回
福祉部設置町内会数	382 町内会	368 町内会	361 町内会

(2) 高齢者虐待防止対策の推進

虐待の早期発見と迅速な問題解決のため、地域包括支援センターや高齢者虐待防止ネットワークの機能を活用して高齢者虐待防止対策を推進しています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
高齢者虐待通報件数	25 件	35 件	13 件
上記のうち虐待と判断された件数	3 件	9 件	8 件

(3) 悪質な勧誘販売等の防止対策の推進

消費生活アドバイスセンター等関係機関と連携し、高齢者に対する悪質な訪問販売、電話勧誘販売及び振り込め詐欺等の防止対策を推進しています。

(4) 地域の見守りの推進

① 帯広市きづきネットワーク（平成 24 年 11 月開始）

見守りを必要とする高齢者や障害者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるように、様々な協力事業者等と連携を図りながら地域での見守り活動を行っています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9 月末)
通報・相談件数	62 件	175 件	105 件

② 帯広市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業（平成 26 年 8 月開始）

認知症などの理由で徘徊する高齢者等の早期発見・早期保護、そして再発防止のためにきづきネットワークの構成機関や介護保険サービス事業者等の協力により、徘徊高齢者等の見守りネットワークの形成を進めています。

4 権利擁護事業の充実

成年後見制度や日常生活自立支援事業の積極的な活用を図るとともに、地域の中で認知症などにより判断能力が低下した高齢者の財産・金銭管理や身上監護のため、必要な知識を積んだ市民後見人を養成するなど権利擁護体制の充実に努めています。

また、判断能力が十分でなくなっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用についてお手伝いをする機関として、市社会福祉協議会と連携して、帯広市成年後見支援センター「みまもーる」を平成 26 年 4 月に開設しました。

5 認知症高齢者対策の推進

(1) 認知症の正しい知識の普及・啓発

認知症高齢者の地域生活を支援するため、「認知症サポーター養成講座」などを開催し、認知症に関する正しい知識を広く普及・啓発しています。

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9月末)
認知症サポーター養成講座	開催回数	67 回	49 回	31 回
	参加延人数	2,060 人	1,276 人	1,052 人
出前講座・講演会	開催回数	2 回	2 回	1 回
	参加延人数	134 人	30 人	43 人

(2) 在宅生活の支援

地域の高齢者への訪問や介護予防事業などから早期発見に努め、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会等と見守り体制を作り、関係機関と連携し、保健、医療、福祉サービスの調整を図り、在宅支援に努めています。

(3) 家族への支援

介護家族リフレッシュ事業など、介護者間相互の交流の機会や場の確保を図り、身体的、精神的負担の軽減に努めています。

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9月末)
認知症・家族の集い 茶話会	実施回数	12 回	12 回	6 回
	参加延人数	93 人	101 人	62 人
家族介護者リフレッシュ事業（再掲）	実施回数	4 回	8 回	3 回
	参加実人数	41 人	111 人	33 人

6 防災・防犯体制等の整備

(1) 災害時において、自力で避難することが困難な高齢者や障害者などに、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、「災害時要援護者」として登録していただき、登録者一人ひとりの安否確認や避難誘導方法などを地域と協力・連携し個別計画としてまとめ、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

(2) 関係機関や老人クラブ等と連携して、各種研修会や講習会を実施し、高齢者の交通事故防止及び市民ぐるみの交通安全思想の普及に努めています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(9月末)
交通安全教室実施回数	40 回	40 回	18 回
参加人数	1,663 人	1,573 人	427 人

(3) 高齢者や障害者が安全に通行できる道路の整備に努めています。

第7節 介護保険事業の実施状況

介護保険制度の適正かつ円滑な運用を図りながら、要介護者等に対し適切な介護サービスの提供に努めています。

1 被保険者数

総人口について、第五期計画と実績を対比すると、各年度とも実績が計画を上回っています。第1号被保険者及び高齢者人口については、各年度ともほぼ計画どおり推移しています。

一方、40歳から64歳までの第2号被保険者数はすべての年度で実績が上回っています。

被保険者数

(単位：人)

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度(9月末)		
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減
第2号被保険者(40歳～64歳)	59,215	59,527	312	58,714	59,096	382	58,167	58,580	413
65歳～74歳 (A)	20,279	20,303	24	20,975	21,074	99	21,925	22,028	103
(総人口比率)	12.1%	12.0%	△0.1%	12.5%	12.5%	0.0%	13.1%	13.0%	△0.1%
75歳以上 (B)	19,485	19,342	△143	20,249	20,071	△178	20,839	20,695	△144
(総人口比率)	11.6%	11.5%	△0.1%	12.1%	11.9%	△0.2%	12.5%	12.3%	△0.2%
第1号被保険者 (A)+(B)	39,764	39,645	△119	41,224	41,145	△79	42,764	42,723	△41
(総人口比率)	23.6%	23.5%	△0.1%	24.6%	24.3%	△0.3%	25.6%	25.3%	△0.3%

※実績値は、年度の平均値である。

※第2号被保険者数は、40歳から64歳までの人口と同数とした。

(参考) 高齢者人口等

(単位：人)

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度(9月末)		
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減
総人口	168,143	168,897	754	167,718	169,008	1,290	167,112	168,843	1,731
高齢者人口	39,584	39,655	71	41,044	41,159	115	42,584	42,745	161
高齢化率	23.5%	23.5%	0.0%	24.5%	24.4%	△0.1%	25.5%	25.3%	△0.2%

※実績値は、年度の平均値である。

※住民基本台帳法等の改正により平成24年7月より外国人住民も人口に含まれている。

2 要介護認定者数

要介護認定者数について、第五期計画と実績を対比すると、各年度ともほぼ計画どおり推移しています。

介護度別に見ると、比較的軽度者である要支援1から要介護2までの認定者数合計はほぼ計画どおり推移しているが、一方で、要介護3及び4の比較的重度者は計画に対して上回っています。

要介護認定者数

(単位：人)

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度（9月末）		
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減
要介護認定者数	7,680	7,703	23	8,025	8,101	76	8,329	8,451	122
要支援1	1,092	1,122	30	1,159	1,184	25	1,218	1,187	△31
要支援2	1,206	1,156	△50	1,284	1,235	△49	1,356	1,371	15
要介護1	1,741	1,822	81	1,816	1,923	107	1,878	2,057	179
要介護2	1,282	1,236	△46	1,354	1,309	△45	1,422	1,315	△107
要介護3	770	791	21	774	848	74	778	896	118
要介護4	770	783	13	776	808	32	780	832	52
要介護5	819	793	△26	862	794	△68	897	793	△104

※実績値は、年度の平均値である。

年齢群ごとの要介護認定者数は下表のとおりとなっています。75歳以上の高齢者は、要介護認定者数、要介護認定率とも実績が計画を上回っています。

年齢群別要介護認定者数

(単位：人)

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度（9月末）		
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減
高齢者計	7,473	7,497	24	7,820	7,906	86	8,127	8,258	131
(対前年度比)	-	-	-	104.6%	105.5%	-	103.9%	104.5%	-
65歳～74歳	1,128	1,130	2	1,195	1,192	△3	1,277	1,243	△34
(対前年度比)	-	-	-	105.9%	105.5%	-	106.9%	104.3%	-
75歳以上	6,345	6,367	22	6,625	6,714	89	6,850	7,015	165
(対前年度比)	-	-	-	104.4%	105.4%	-	103.4%	104.5%	-
40歳～64歳	207	206	△1	205	195	△10	202	193	△9
(対前年度比)	-	-	-	99.0%	94.7%	-	98.5%	99.0%	-
要介護認定者計	7,680	7,703	23	8,025	8,101	76	8,329	8,451	122
(対前年度比)	-	-	-	104.5%	105.2%	-	103.8%	104.3%	-

※実績値は、年度の平均値である。

年齢群別要介護認定率

(単位：%)

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度（9月末）		
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減
高齢者計	18.8	18.9	0.1	19.0	19.2	0.2	19.0	19.3	0.3
(対前年度比)	-	-	-	0.2	0.3	-	0.0	0.1	-
65歳～74歳	5.6	5.6	0.0	5.7	5.7	0.0	5.8	5.6	△0.2
(対前年度比)	-	-	-	0.1	0.1	-	0.1	△0.1	-
75歳以上	32.6	32.9	0.3	32.7	33.5	0.8	32.9	33.9	1.0
(対前年度比)	-	-	-	0.1	0.6	-	0.2	0.4	-
40歳～64歳	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0
(対前年度比)	-	-	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-

※実績値は、年度の平均値である。

3 介護サービス利用

(1) 介護サービス利用者

介護サービス利用者について第五期計画と実績を対比すると下表のとおりです。

訪問介護等の居宅サービスを利用するためにケアプランを作成した標準的居宅サービス等利用者数については、要介護認定者数が増加したため、実績が計画を上回っています。

施設系サービス利用者数については、上土幌町療養型医療施設の廃止等により実績が計画を下回っています。

介護サービス利用者数

(単位：人)

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度	
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
介護サービス利用者数	5,863	5,835	△28	6,141	6,126	△15	6,412	6,384
標準的居宅サービス等利用者数	3,900	3,894	△6	4,061	4,115	54	4,201	4,223
施設・居住系サービス利用者数	1,963	1,941	△22	2,080	2,011	△69	2,211	2,161
施設系サービス利用者数	1,162	1,158	△4	1,229	1,182	△47	1,287	1,261
地域密着型介護老人福祉施設	114	115	1	114	116	2	172	174
介護老人福祉施設	504	508	4	525	522	△3	525	528
介護老人保健施設	473	471	△2	519	489	△30	519	507
介護療養型医療施設	71	64	△7	71	55	△16	71	52
居住系サービス利用者数	801	783	△18	851	829	△22	924	900
認知症対応型共同生活介護	456	452	△4	456	458	2	474	473
特定施設入居者生活介護	344	330	△14	394	370	△24	449	426
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	0	1	1	0	1	1
標準的居宅サービス等利用者の割合	66.5%	66.7%	0.2%	66.1%	67.2%	1.1%	65.5%	66.1%
施設・居住系サービス利用者の割合	33.5%	33.3%	△0.2%	33.9%	32.8%	△1.1%	34.5%	33.9%

※実績値は、年度の平均値である。

(2) 介護サービス別利用量（要介護1～5）

介護サービスの利用量について、第五期計画と実績を対比すると下表のとおりです。

介護給付（要介護1～5）の利用量について、訪問介護は、比較的軽度な要介護1の認定者が増えていることから増加したと考えられます。また、通所介護は、サービス事業所が増えたことから、利用が増えています。

一方、認知症対応型通所介護については、事業所の休止により実績が計画を下回っています。

介護サービス別利用量（要介護1～5）

サービス種類	(単位)	平成24年度			平成25年度			平成26年度	
		計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
居宅サービス									
訪問系サービス									
訪問介護	(回/年)	271,975	300,139	28,164	283,788	314,219	30,431	292,927	322,781
訪問入浴介護	(回/年)	2,464	3,299	835	2,519	3,680	1,161	2,563	3,796
訪問看護	(回/年)	22,584	24,518	1,934	23,478	27,797	4,319	24,148	28,677
訪問リハビリテーション	(回/年)	14,734	14,093	△641	15,365	17,052	1,687	15,879	16,317
通所系サービス									
通所介護	(回/年)	109,361	122,046	12,685	114,236	132,648	18,412	118,520	132,218
通所リハビリテーション	(回/年)	43,878	42,681	△1,197	45,684	44,511	△1,173	47,006	46,389
短期入所系サービス									
短期入所生活介護	(日/年)	31,951	32,125	174	32,826	36,207	3,381	34,202	36,618
短期入所療養介護	(日/年)	6,754	6,668	△86	6,889	6,710	△179	6,889	7,303
居宅療養管理指導	(人/年)	3,198	3,209	11	3,298	3,576	278	3,360	4,140
特定施設入居者生活介護	(人/月)	310	293	△17	357	324	△33	410	369
福祉用具貸与	(人/年)	13,682	15,932	2,250	14,220	17,411	3,191	14,632	18,372
特定福祉用具販売	(人/年)	420	384	△36	441	424	△17	461	504
住宅改修	(人/年)	377	374	△3	397	445	48	416	480
居宅介護支援	(人/月)	2,397	2,527	130	2,491	2,689	198	2,568	2,732
地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	-	231	皆増	-	365	皆増	-	372
認知症対応型通所介護	(回/年)	4,915	2,536	△2,379	5,040	2,144	△2,896	5,118	2,448
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	1,648	1,672	24	1,740	1,819	79	2,280	2,292
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	455	447	△8	455	453	△2	473	468
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	1	1	0	1	1	0	1	1
地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	114	115	1	114	116	2	172	174
複合型サービス	(人/年)	-	-	-	-	-	-	-	-
施設サービス									
介護老人福祉施設	(人/月)	504	508	4	525	522	△3	525	528
介護老人保健施設	(人/月)	473	471	△2	519	489	△30	519	507
介護療養型医療施設	(人/月)	71	64	△7	71	55	△16	71	52

(3) 介護予防サービス別利用量（要支援1・2）

予防給付（要支援1・2）の利用量については、主に福祉用具貸与の利用が増加しましたが、訪問系サービス及び通所系サービスの利用者は実績が計画を下回りました。

介護サービス別利用量（要支援1・2）

サービス種類	(単位)	平成24年度			平成25年度			平成26年度	
		計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
居宅サービス									
訪問系サービス									
訪問介護	(人/年)	8,325	7,458	△867	8,693	7,510	△1,183	9,037	7,839
訪問入浴介護	(回/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	(回/年)	2,587	2,020	△567	2,705	1,942	△763	2,811	2,094
訪問リハビリテーション	(日/年)	1,490	1,055	△435	1,551	861	△690	1,608	1,016
通所系サービス									
通所介護	(人/年)	8,725	8,543	△182	9,123	9,042	△81	9,517	9,158
通所リハビリテーション	(人/年)	1,587	1,274	△313	1,650	1,371	△279	1,713	1,414
短期入所系サービス									
短期入所生活介護	(日/年)	744	688	△56	761	1,026	265	818	980
短期入所療養介護	(日/年)	90	84	△6	92	129	37	92	167
居宅療養管理指導	(人/年)	196	209	13	204	225	21	211	229
特定施設入居者生活介護	(人/月)	34	37	3	37	46	9	39	57
福祉用具貸与	(人/年)	3,880	4,264	384	4,044	4,698	654	4,193	4,788
特定福祉用具販売	(人/年)	211	170	△41	220	177	△43	229	181
住宅改修	(人/年)	231	200	△31	241	269	28	251	243
居宅介護支援	(人/月)	1,503	1,367	△136	1,570	1,426	△144	1,633	1,491
地域密着型サービス									
認知症対応型通所介護	(回/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	364	239	△125	396	242	△154	450	300
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	1	5	4	1	5	4	1	5

(4) 地域密着型サービス利用量の見込みと定員数

地域密着型サービスにおける日常生活圏域ごとの利用状況について見ると、認知症対応型通所介護については、事業所の休止もありほとんどの圏域で実績が計画を下回っています。認知症対応型生活介護については、ほぼ計画どおりとなっています。小規模多機能型居宅介護では、東、鉄南、西帯広・開西、南の4圏域で、第四期中に開設した施設の利用が年々増加しているものの、計画までは達していない状況です。

圏域別サービス利用量及び定員数

日常生活圏域名	サービス名	(単位)	平成24年度			平成25年度			平成26年度	
			計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
1 東	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	-	0	0	-	0	0	-	0
	認知症対応型通所介護	(回/年)	427	120	△307	438	184	△254	445	210
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	308	268	△40	327	266	△61	345	285
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	59	55	△4	59	55	△4	59	57
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	17	21	4	17	18	1	17	18
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	-	-	-	-	-
	定員(年度末)									
	認知症対応型共同生活介護	(人)	90	90	0	90	90	0	90	90
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	0	29	29	0	29	29	
2 川北	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	-	24	24	-	37	37	-	38
	認知症対応型通所介護	(回/年)	905	583	△322	928	666	△262	943	760
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	215	243	28	228	249	21	479	459
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	47	55	8	47	57	10	65	59
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	5	12	7	5	12	7	34	41
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	-	-	-	-	-
	定員(年度末)									
	認知症対応型共同生活介護	(人)	54	54	0	72	72	0	72	72
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	0	0	0	29	29	0	29	29	
3 鉄南	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	-	32	32	-	50	50	-	51
	認知症対応型通所介護	(回/年)	484	194	△290	497	2	△495	504	2
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	283	166	△117	300	198	△102	317	212
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	91	81	△10	91	82	△9	91	85
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	22	26	4	22	25	3	22	25
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	-	-	-	-	-
	定員(年度末)									
	認知症対応型共同生活介護	(人)	71	71	0	71	71	0	71	71
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	0	29	29	0	29	39	

日常生活 圏域名	サービス名	(単位)	平成24年度			平成25年度			平成26年度	
			計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
4 西	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	-	144	144	-	214	214	-	218
	認知症対応型通所介護	(回/年)	1,029	809	△220	1,056	501	△555	1,072	572
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	175	214	39	186	237	51	196	254
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	53	51	△2	53	51	△2	53	53
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	2	6	4	2	7	5	2	7
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	-	-	-	-	-
	定員(年度末)									
	認知症対応型共同生活介護	(人)	63	63	0	63	63	0	63	63
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	0	0	0	0	0	0	29	29	
5 広陽 ・若葉	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	-	8	8	-	34	34	-	35
	認知症対応型通所介護	(回/年)	482	582	100	495	544	49	502	621
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	202	317	115	214	341	127	226	365
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	45	51	6	45	45	0	45	46
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	31	22	△9	31	23	△8	31	23
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	-	-	-	-	-
	定員(年度末)									
	認知症対応型共同生活介護	(人)	36	36	0	36	36	0	54	54
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	0	29	29	0	29	29	
6 西帯広 ・開西	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	-	0	0	-	16	16	-	16
	認知症対応型通所介護	(回/年)	44	117	73	45	150	105	46	171
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	493	263	△230	523	267	△256	789	478
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	32	30	△2	32	37	5	32	38
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	1	1	0	1	1	0	1	1
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	30	13	△17	30	16	△14	59	45
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	-	-	-	-	-
	定員(年度末)									
	認知症対応型共同生活介護	(人)	45	45	0	45	45	0	45	45
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	0	58	58	0	58	58	
7 南	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	-	23	23	-	14	14	-	14
	認知症対応型通所介護	(回/年)	1,234	114	△1,120	1,265	97	△1,168	1,285	111
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	303	376	73	322	455	133	340	487
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	98	102	4	98	103	5	98	106
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	5	9	4	5	11	6	5	11
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	-	-	-	-	-
	定員(年度末)									
	認知症対応型共同生活介護	(人)	90	90	0	90	90	0	108	108
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	0	0	0	0	0	0	29	29	

日常生活圏域名	サービス名	(単位)	平成24年度			平成25年度			平成26年度	
			計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
8 川西 ・大正	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	-	0	0	-	0	0	-	0
	認知症対応型通所介護	(回/年)	310	17	△293	316	0	△316	321	1
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	33	64	31	36	48	12	38	52
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	31	27	△4	31	28	△3	31	29
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	2	6	4	2	4	2	2	4
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	-	-	-	-	-
	定員(年度末)									
	認知症対応型共同生活介護	(人)	27	27	0	27	27	0	27	27
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	0	231	231	0	365	365	0	372
	認知症対応型通所介護	(回/年)	4,915	2,536	△2,379	5,040	2,144	△2,896	5,118	2,448
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	2,012	1,911	△101	2,136	2,061	△75	2,730	2,592
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	456	452	△4	456	458	2	474	473
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	1	1	0	1	1	0	1	1
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	114	115	1	114	116	2	172	174
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	-	-	-	-	-
	定員(年度末)									
	認知症対応型共同生活介護	(人)	476	476	0	494	494	0	530	530
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	116	116	0	174	174	0	232	242	

4 地域支援事業の費用の額及び量

高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう介護予防事業や総合相談支援等の包括的支援事業を推進しています。

地域支援事業の費用額及び量

(単位：千円)

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度	
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
地域支援事業の費用額	247,713	229,767	△17,946	262,687	257,860	△4,827	279,395	286,137
介護予防事業の費用額	68,166	57,219	△10,947	68,294	62,220	△6,074	68,294	69,951
包括的支援事業の費用額	114,119	113,062	△1,057	127,116	135,707	8,591	142,123	137,789
地域包括支援センター設置数 (サテライト含む)	4か所	4か所	0か所	4か所	5か所	1か所	4か所	6か所
任意事業の費用額	65,428	59,486	△5,942	67,277	59,933	△7,344	68,978	78,397

5 介護保険事業費用

介護保険事業にかかる費用及び収入について、第五期計画と実績を対比したものが下表です。

保険給付費は、計画に対して平成24年度で84,827千円、平成25年度で40,566千円の増となっています。地域支援事業費は、計画に対して平成24年度で17,946千円、平成25年度で4,827千円の減となっています。

収入全体では、平成24年度で128,209千円、平成25年度153,322千円の増となっています。これは、国の調整交付金の交付割合が増えたことにより補助額が増加したことによるものです。

(単位：千円)

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度	
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
介護保険費用(A)	10,592,648	10,659,529	66,881	11,193,050	11,228,789	35,739	11,830,611	11,837,353
保険給付費	10,344,935	10,429,762	84,827	10,930,363	10,970,929	40,566	11,551,216	11,551,216
居宅介護(介護予防)サービス費	5,865,211	5,959,287	94,076	6,167,048	6,358,273	191,225	6,729,567	6,813,019
施設介護サービス費	3,297,617	3,250,652	△46,965	3,504,962	3,316,321	△188,641	3,504,962	3,374,865
居宅介護(介護予防)サービス計画費	480,787	488,835	8,048	500,212	518,971	18,759	516,362	531,002
審査支払手数料	11,915	11,453	△462	12,327	12,146	△181	12,740	12,957
高額介護(予防)サービス費	255,370	250,143	△5,227	270,506	257,369	△13,137	286,741	286,741
特定入所者介護(介護予防)サービス費	434,035	469,392	35,357	475,308	507,849	32,541	500,844	532,632
地域支援事業費	247,713	229,767	△17,946	262,687	257,860	△4,827	279,395	286,137
介護保険収入(B)	10,592,648	10,720,857	128,209	11,193,050	11,346,372	153,322	11,830,611	11,837,353
保険給付費	10,344,935	10,480,373	135,438	10,930,363	11,088,298	157,935	11,551,216	11,551,216
第1号被保険者保険料	2,052,302	2,072,903	20,601	2,126,398	2,152,448	26,050	2,204,361	2,204,357
介護給付費負担金(国)	1,853,770	1,884,271	30,501	1,951,407	1,990,769	39,362	2,068,926	2,076,979
調整交付金(国)	517,246	606,214	88,968	546,517	670,486	123,969	577,560	577,561
介護給付費交付金(支払基金)	3,000,029	3,054,766	54,737	3,169,804	3,214,261	44,457	3,349,851	3,349,852
介護給付費負担金(道)	1,508,331	1,438,342	△69,989	1,600,958	1,518,800	△82,158	1,685,217	1,677,165
一般会計繰入金(市)	1,293,116	1,303,718	10,602	1,366,294	1,371,197	4,903	1,443,901	1,443,902
その他(返納金等)	4	22	18	4	1,356	1,352	4	4
安定化基金取崩交付金	80,514	80,514	0	0	0	0	0	0
介護給付費準備基金繰入金	39,623	39,623	0	168,981	168,981	0	221,396	221,396
地域支援事業費	247,713	240,484	△7,229	262,687	258,074	△4,613	279,395	286,137
第1号被保険者保険料	52,011	48,238	△3,773	55,156	54,136	△1,020	58,664	59,093
地域支援事業交付金(国)	87,941	87,536	△405	93,837	90,811	△3,026	100,437	101,007
地域支援事業支援交付金(支払基金)	19,768	19,449	△319	19,805	18,816	△989	19,805	20,286
地域支援事業交付金(道)	43,970	43,981	11	46,918	47,838	920	50,218	50,504
一般会計繰入金(市)	43,970	41,219	△2,751	46,918	46,403	△515	50,218	50,504
その他(返納金等)	53	61	8	53	70	17	53	4,743
収入-費用(B-A)	0	61,328		0	117,583		0	
うち翌年度精算等分	0	△26,194		0	△22,244		0	
基金積立金	0	87,522		0	139,827		0	

6 介護保険制度の円滑な実施施策

(1) 市民参加の事業運営体制

介護保険事業の運営については、市の附属機関である帯広市健康生活支援審議会に専門部会として高齢者支援部会を設置し、市民の意見を反映する体制を構築しています。

また、地域包括支援センターの公平性・中立性の確保や地域密着型サービスの適正かつ円滑な運営を推進するため、被保険者や有識者などで構成する地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会を設置しています。

(2) 市民及び事業者への情報提供

介護保険制度の概要や仕組み、利用方法等については、下記のとおり情報提供をしているほか、高齢者相談員や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等による各種相談を通じ、理解・周知に努めています。

- ① 市広報紙 年2回 介護保険制度の概要・介護保険軽減制度の内容
- ② ふれあい市政講座 平成24年度 7回 256人 平成25年度 7回 179人
- ③ パンフレット配付 各コミュニティセンター等窓口で配付

(3) 要介護認定等の体制

要介護認定のための審査判定を行うため、保健・福祉・医療・介護の有識者による介護認定審査会を設置しています。

- ① 審査会名 帯広市介護認定審査会
- ② 定数 50名
- ③ 合議体数及び定数 10合議体（1合議体の定数 5名）
- ④ 構成団体及び選出人数 帯広市医師会 10名・十勝歯科医師会 10名・北海道看護協会十勝支部 4名・北海道理学療法士会十勝支部 4名・北海道作業療法士会十勝支部 2名・日本介護福祉士会北海道支部十勝地区 6名・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）2名・地域包括支援センター及び在宅介護支援センター2名・帯広市介護支援専門員連絡協議会 5名・北海道薬剤師会十勝支部 3名・北海道社会福祉士会十勝地区支部 2名
- ⑤ 審査会開催回数 平成24年度 195回 平成25年度 204回
- ⑥ 適正な審査判定に対する取組
全体会議の開催 年1回
幹事会 各合議体の委員長及び構成団体の代表者 年2回

(4) 介護保険制度の低所得者等への施策

① 低所得者への保険料の軽減

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料について、本市では、一定基準以下の所得である被保険者の負担を緩和するため、介護保険料の軽減制度を設けています。

(単位：人、円)

年度	軽減者数	軽減額
平成24年度	333	4,065,750
平成25年度	341	4,147,200
平成26年度 (9月末)	318	3,996,290

② 低所得者への利用料の軽減

生活困難と認められる方が必要な介護保険サービスを利用できるように、利用者負担の軽減制度を設けています。

平成24年4月より、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスを軽減の対象としています。また、平成25年4月より、法人格による負担割合の違いを見直し、同じ軽減割合となるように拡充しています。また、在宅サービス重視の観点から、居宅サービス全てを軽減の対象としています。

(単位：件、円)

年度	社会福祉法人が行う介護サービス		社会福祉法人以外の法人が行う介護サービス	
	軽減者数	軽減額	軽減者数	軽減額
平成24年度	952	30,409,531	656	22,604,311
平成25年度	980	39,354,518	682	22,651,668
平成26年度 (9月末)	-	-	489	9,028,964
対象サービス	訪問介護、通所介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス ※社会福祉法人のみ対象のサービス 介護老人福祉施設（地域密着型含む）			

※社会福祉法人が行う介護の軽減分は、年度末に確定する見込みである。

③ 住宅改修及び特定福祉用具販売の一時的利用者負担軽減

住宅改修及び特定福祉用具販売については、本来、利用者が先に費用の全額を支払い、後で9割分の給付を受ける償還払いとなっています。しかし、この償還払いは利用者が一時的に大きな負担を伴うことから、本市ではその軽減を図るため、利用者が最初から費用の1割の支払いで済む受領委任払い方式も実施しており、受領委任払いが可能な登録事業者の拡大を図っています。

(単位：件、か所)

年度	住宅改修				特定福祉用具販売			
	受領 委任払	償還払	件数 合計	登録事 業所数	受領 委任払	償還払	件数 合計	登録事 業所数
平成24年度	543	40	583	206	552	9	561	23
平成25年度	685	43	728	216	591	14	605	25
平成26年度 (9月末)	340	18	358	226	264	8	272	26

(5) 介護サービスの質の向上

介護サービスを必要とする要介護認定者等が「尊厳の保持」・「自立への支援」を基本に、自分らしい生活を継続していくためには、介護サービス事業者からの良質な介護サービスの提供が不可欠です。このため、介護サービスの質の向上にむけた取組を推進しています。

① ケアマネジメント活動などへの支援

ケアマネジメント等に必要な専門的知識を習得するための研修会を実施するほか、介護保険事業の運営に関する情報等の共有化を図るためケアマネジャーとの情報交換会を開催するなど、ケアマネジメント活動などへの支援に努めています。

② 介護サービス事業者に関する情報の利用者等への提供

介護保険課の窓口で認知症対応型共同生活介護事業所等の自己評価や外部評価の結果の閲覧を可能とするほか、利用者が適切な介護サービス事業者を選ぶことができるようにするため、介護保険法に基づく「介護サービス情報の公表制度」の周知に努めています。

③ 地域密着型サービス事業者への指導

地域密着型サービス事業者への実地指導、集団指導等を計画的に実施することにより、適正な事業所運営を促し介護サービスの質の向上の促進を図っています。

④ ケアマネジメントの適正化

地域包括支援センターが居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの日常的な個別指導・相談や、支援困難事例等への指導・助言等を行うことにより、ケアマネジメントの適正化に努めています。

(6) 介護給付費の適正化

介護給付費の適正化の推進は、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度運営につながることから積極的な取組が必要です。

このため、北海道国民健康保険団体連合会（国保連）が提供する給付情報等を活用し、介護給付の効率化や適正化に努めています。

① 介護給付費通知の送付

介護サービスの利用者に対して、介護給付に関する情報を定期的に提供して、介護サービス提供事業者からの架空請求や過剰請求などの防止を図っています。

② 医療情報との突合及び縦覧点検

国保連から提供される情報を活用し、医療と介護の給付実績の突合や介護給付費明細書の内容を確認することにより、不適切な介護報酬請求の是正に努めています。

③ ケアプランのチェック

保険者である帯広市が、居宅支援事業所等が作成するケアプランをチェックすることにより、利用者の自立支援につながる適切なケアプランの作成を促し、給付の適正化につなげています。

第3章 計画推進の基本方向と施策の体系

1 高齢者の状況

本市の高齢者人口は、平成22年の国勢調査の37,544人から、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると平成27年には44,183人となり、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には50,167人へと増加すると推計されています。

一方、本市の総人口は、平成22年の国勢調査の168,057人から、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると平成27年には164,381人、平成37年には153,758人と推計されており、総人口が減少していくのに対し、高齢者が増えていくことが見込まれています。

また、高齢者数の増加のみならず、高齢者単身世帯や高齢者の夫婦のみ世帯の増加、あわせて、認知症高齢者の増加も見込まれているところです。

なお、本計画の最終年である平成29年度、そして、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度までの総人口等の推移については、本市において次のとおり推計しています。

(単位:人)

年齢区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
推計総人口	168,412	167,988	167,493	165,567	160,943
40歳未満	66,290	65,198	64,209	61,557	57,382
40歳～64歳	57,956	57,463	56,999	55,827	54,259
65歳～74歳 (A)	22,847	23,246	23,523	24,088	21,392
(総人口比率)	13.6%	13.8%	14.0%	14.5%	13.3%
75歳以上 (B)	21,319	22,081	22,762	24,095	27,910
(総人口比率)	12.7%	13.1%	13.6%	14.6%	17.3%
高齢者計 (A)+(B)	44,166	45,327	46,285	48,183	49,302
(総人口比率)	26.2%	27.0%	27.6%	29.1%	30.6%
第1号被保険者数	44,346	45,507	46,465	48,363	49,482

※年度平均の推計値

2 計画推進の基本方向

(1) 施策の推進方向

今後も高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者の夫婦のみ世帯の増加、そして認知症高齢者の増加が見込まれる中、団塊の世代が要介護認定率の高い後期高齢者となる平成37年に向けて、元気な高齢者はもとより、介護や日常生活上の支援が必要となっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続けることができるように医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みである地域包括ケアシステムを構築することが重要です。

国においては、平成 26 年 6 月に介護保険法や医療法等 19 の法律を一括して改正する「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が可決成立したところであり、平成 25 年 12 月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく地域における医療・介護分野の改革が具体化されたところです。

本市においても、基本理念である『高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生き生きと充実した生活を営むことができる社会』を目指し、今回の介護保険法等の改正に基づき、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めるとともに、認知症施策の充実や、高齢者自らが日頃から健康の保持・増進や介護予防に努め、生涯現役を目指して活動できるよう社会参加と自立を促す機会の提供を進めていきます。

地域包括ケアシステムの構築には、多様な高齢者ニーズに対する、高齢者自らの取組である自助、地域のボランティア等による助け合いである互助、介護保険や医療保険等の共助、そして、高齢者保健福祉サービス等による公助の充実と、その組合せの多様性が必要です。

こうしたことから、第六期計画は、第五期計画の地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携に取り組み、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実等の視点から、次の施策の推進方向に沿って具体的な施策の展開を図ります。

- ① 高齢者のいきがづくり
- ② 健康づくりの推進
- ③ 介護予防の推進
- ④ 在宅サービスの充実
- ⑤ 施設サービスの充実
- ⑥ 地域で支える仕組みづくり
- ⑦ 認知症施策の推進

(2) 計画の推進体制

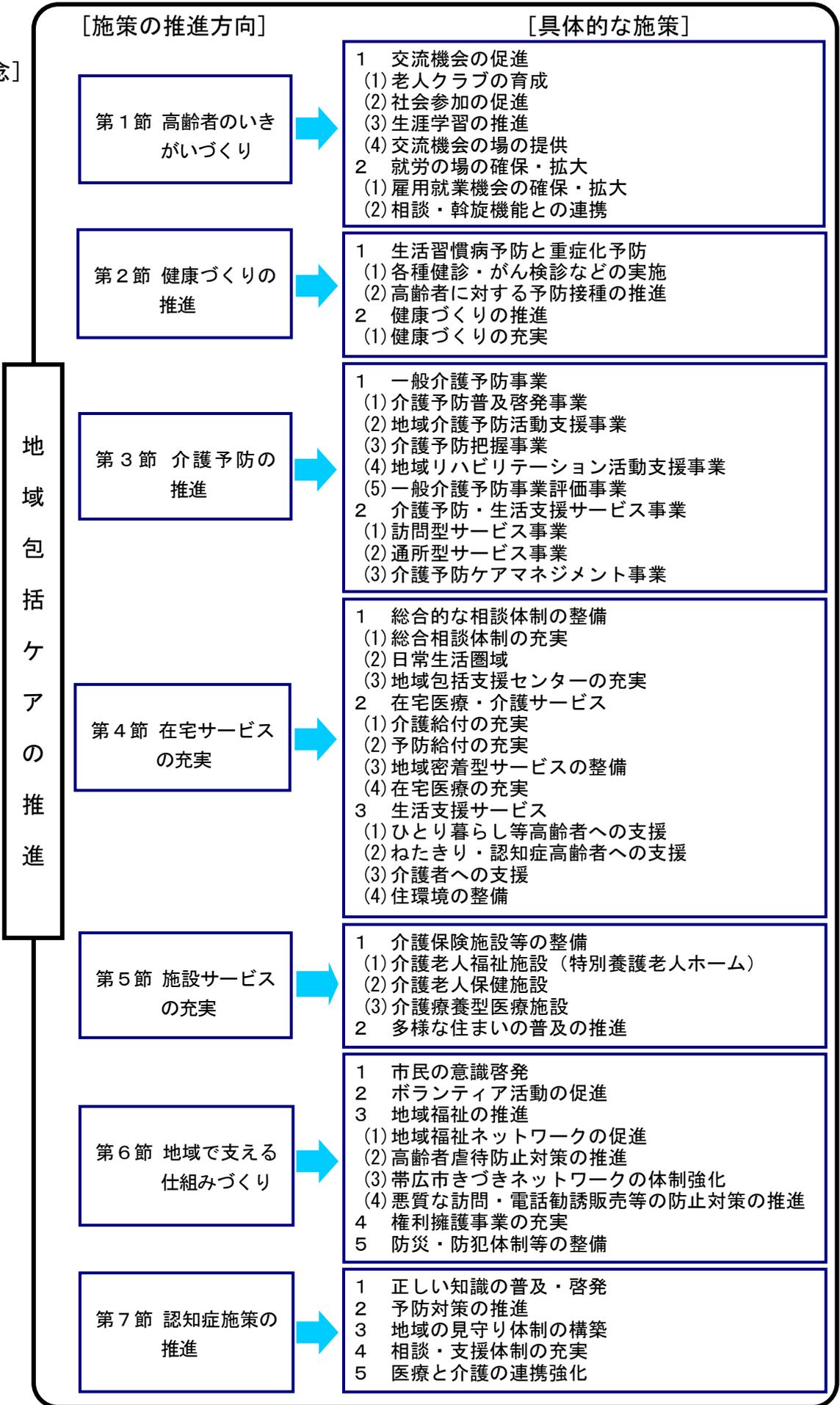
計画の実現に向けて、高齢者にかかわる様々な施策を展開していくため、医療、保健、福祉をはじめ、住まい、雇用、教育などの関係部課と連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、具体的な施策の推進にあたっては、市民の参加、協力が不可欠なことから、医療・保健・福祉の関係団体をはじめ、関係する機関や団体等との連携を強め、市民の意見を反映した市民ぐるみの施策の推進に努めます。

なお、社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、施策の展開にあたっては、常に事務事業の点検・見直しの視点をもって効率的・効果的な事業の推進を図ります。

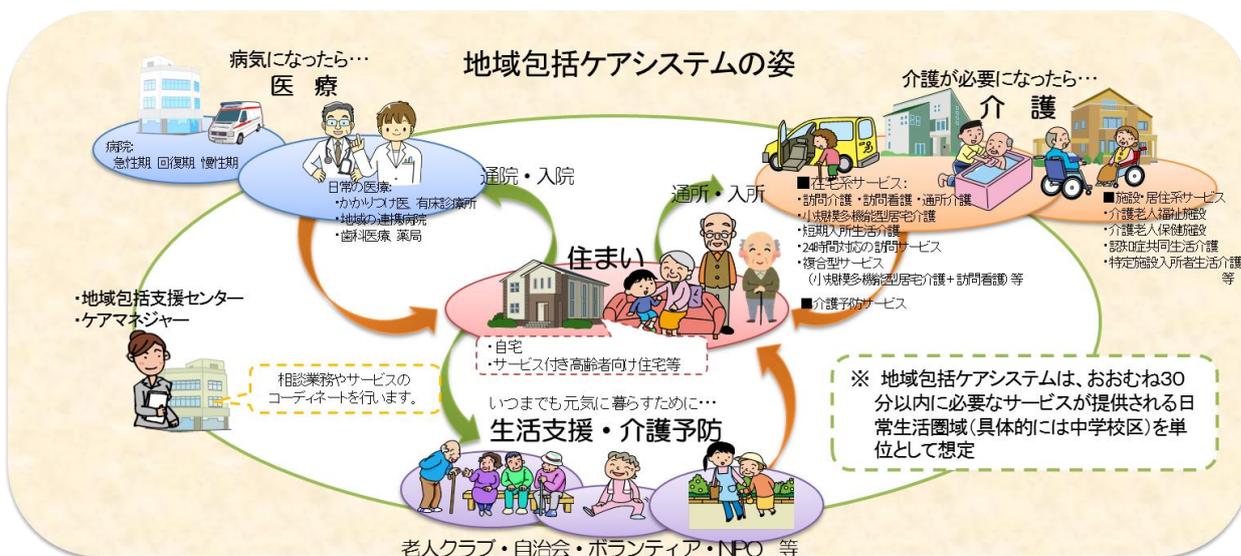
[基本理念]

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生き生きと充実した生活を営むことができる社会



第4章 施策の推進

第五期計画の地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を念頭におきながら、在宅医療・介護連携をはじめ、認知症施策と生活支援サービスの充実等に取り組んでいき、生活に困難を抱える高齢者に対して、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが重要になっています。



(図の出典：『全国介護保険担当課長会議資料』（平成26年7月28日）より）



(図の出典：『地域包括ケアシステムを構築するための制度論等に関する調査研究事業報告書』（地域包括ケア研究会 平成26年3月）より）

第1節 高齢者のいきがづくり

【現状と課題】

団塊の世代が平成27年に65歳となり、10年後の平成37年には要介護認定率の高い後期高齢者となります。高齢化率はもとより、高齢者数もますます増加する社会において、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、健康で生き生きと自立した生活を送ることができるようにするためには、一人ひとりの高齢者がいきがいを持ち、培われた知識、経験、技能を活かした社会参加を促す必要があります、このことが活力ある高齢社会の構築につながります。

平成26年5月に実施した計画策定のためのアンケート調査のなかで、一般高齢者に対するアンケートの「会・グループ等への参加状況」については、“町内会・自治会”に6割弱の参加、“趣味関係のグループ”には4割強、“ボランティアのグループ”へは約2割の方が参加しているという結果でした。

そのため、町内会や老人クラブ等での交流機会の促進をはじめ、趣味活動・スポーツ活動・学習活動等を通じたいきがづくりの促進、社会貢献活動等を通じたいきがづくりの機会の提供、さらには、積極的な就労支援など、高齢者がいきがいを持って生活できる環境づくりを推進し、より多くの高齢者が、主体的に社会参加できるよう支援していく必要があります。

【具体的施策】

1 交流機会の促進

(1) 老人クラブの育成

- ① 身近な地域における高齢者相互の交流と社会参加の機会を拡充するため、老人クラブへの加入促進活動を支援します。
- ② 家に閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者等を対象に訪問し、高齢者の孤独感や不安感の解消につながる老人クラブの友愛訪問活動を支援します。

(2) 社会参加の促進

- ① 高齢者の健康づくりといきがづくりを支援し、積極的な社会参加、道路交通の安全確保及び環境負荷の低減を促すため、「高齢者おでかけサポートバス事業」を進めます。
- ② 高齢者の豊富な知識や技術を活かして、懐かしい昔遊び教室、園芸などのイベントを通し世代間交流や地域交流の推進を図ります。
- ③ 高齢者の健康づくりといきがづくりを推進するためボランティア活動や研修会を支援し、社会参加の促進に努めます。

(3) 生涯学習の推進

- ① いきがいづくりや仲間づくり、情報社会への適応などのための学習の場と機会を提供するため、高齢者学級の開講やその修了者による地域の自主グループの支援に努めます。
- ② 豊富な知識、経験、技術を活かしながら社会参加ができるよう、高齢者の地域ボランティア活動などの奨励に努めるとともに、世代間交流を進めます。
- ③ 高齢者の自主的な文化活動を進めるために、芸術文化の鑑賞機会や文化活動の発表機会を充実するとともに、日々の生活に運動が取り入れられるよう、スポーツ活動に親しむ機会を充実します。

(4) 交流機会の場の提供

- ① 高齢者・障害者・福祉団体等の活動の場である「グリーンプラザ」や、高齢者が利用できる高齢者活動室・多目的活動室を備えた「市民活動交流センター」等、高齢者が、より交流しやすい環境づくりを進めます。
- ② 高齢者が、学校において児童・生徒との交流や学校支援等の活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
- ③ 地域の高齢者等の交流の場である「地域交流サロン」の活動と運営を支援します。

2 就労の場の確保・拡大

(1) 雇用就業機会の確保・拡大

高齢者が長年培った知識・経験・技術を活用することは、働き続けたいという高齢者の希望を満たすほか、社会の活力を維持するためにも不可欠です。経済的な理由だけでなく、健康づくりやいきがいづくり、社会貢献を兼ねて臨時的、短期的な働き方を望む人も多いことから、多様な就業ニーズと就労の場を結びつけるため、シルバー人材センターの事業運営を支援します。

(2) 相談・斡旋機能との連携

高齢者の就労促進を通じた生涯現役社会をめざすため、公共職業安定所等関係各機関と連携を図りながら高齢者の就労支援に努めます。

第2節 健康づくりの推進

【現状と課題】

社会環境の変化により、食生活・喫煙・飲酒・運動不足などの生活習慣に起因したがんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病や、ストレスなどによるこころの病などが増加しています。

本市においても、第二期けんこう帯広21（健康増進計画）策定時の調査で、糖尿病やがんなど生活習慣病やこころの病などが課題となっており、高齢期においてもこれらの発症を予防し、生活の質（QOL）を維持し、生涯にわたっていきがいをもち、健康で自立して暮らすことができる環境づくりが重要です。

高齢期の健康面における特徴は、社会的には、人生の完成期で余生を楽しみ、豊かな収穫を得る時期です。一方、身体的には老化が進み、健康問題が大きくなります。健康づくりにおいては、健康診査や保健指導、各種がん検診、健康教育などの積極的な活用による疾病の発症予防、早期発見・早期治療に加え、適切な受診や治療により重症化を予防する必要があります。

また、関係団体等との連携により自主的な健康づくりを担う人材育成を推進するなど、高齢者の主体的かつ継続的な健康づくりの取組を支える環境の充実に努める必要があります。

【具体的施策】

1 生活習慣病予防と重症化予防

(1) 各種健診・がん検診などの実施

① 特定健康診査

糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化の予防に努めます。

② 特定保健指導

特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導を実施し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群の減少に努めます。

③ 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症の早期発見・早期治療につなげるとともに、骨粗しょう症予防に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

④ 各種がん検診

胃がん・肺がん・子宮がん・乳がん・大腸がんなどの各種がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療に努めます。

(2) 高齢者に対する予防接種の推進

高齢者に対する肺炎やインフルエンザの感染を防ぎ、重症化の予防に努めます。

2 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの充実

食生活や運動、休養など健康づくりの知識の普及・啓発を図るほか、生活習慣病予防やこころの健康に関する活動のわかりやすい情報発信、相談活動などに取り組みます。

① 健康教育

町内会や婦人会、企業などを対象に、食生活や運動、生活習慣病やがん検診、こころの健康などに関する講話や実技を、地域に出向き行います。

また、実施にあたっては、地域包括支援センターや、様々な職種と連携しながら実施します。

② 健康相談

電話相談や来所相談などで、健診結果や生活習慣改善など健康づくりに関する相談や、ストレスや不安などこころの健康に関する相談に応じます。

③ 訪問指導

保健師等が、訪問により健康問題を総合的に把握し、必要な保健指導を行います。

④ ボランティアの養成と育成

食生活改善推進員や健康づくり推進員などのボランティアを養成し、保健事業への参画など、地域活動へと展開するための支援を行います。

⑤ 身体活動・運動の推進

身体障害などにより生活機能の低下がみられる方を対象に、日常生活の自立や健康の保持・増進、社会参加の推進を図る身体障害者体力向上トレーニング事業を行います。

第3節 介護予防の推進

【現状と課題】

これまで、介護予防においては、全ての65歳以上の方が日常生活において自ら介護予防を実施していくために普及・啓発を図るための「介護予防一次予防事業」と、要支援・要介護となるおそれの高い方が早期に介護予防に取り組むための「介護予防二次予防事業」を実施してきました。

介護予防一次予防事業においては、終了後の自主サークル化を目的の一つとして実施しており、平成25年度までに13サークルが立ち上がっています。また、介護予防二次予防事業においては、事業参加者のうち、事業終了時の評価が向上・維持できた人の割合が平成25年度では95.4%（評価未実施者は除く）と高く、事業に参加することにより一定程度介護予防につながっていると考えられます。

今後は、介護予防で得られた活動的な状態を維持するため、自主サークル等の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、介護予防に取り組む高齢者が増加するよう身近な地域に住民主体の通いの場を充実させる等、介護予防事業の機能強化を図る必要があります。

平成27年度からの介護保険制度の改正に対応すべく、国が策定するガイドライン等を参考に、平成29年4月までに新たな介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）へ移行します。移行に向けた準備として、専門的なサービスに加え、健康な高齢者を含む地域住民やNPOなど多様な主体による新たなサービスの提供について検討を行い、要支援認定者に必要なサービス及びその提供体制の整備を図ります。また、総合事業の移行までにおける二次予防事業対象者の把握方法についても、国の動向等を踏まえながら今後のあり方を検討します。

【具体的施策】

1 一般介護予防事業

(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識を普及・啓発するためのパンフレットを作成・配布するとともに歯科衛生士や栄養士等の講話のほか、住民が自主的に活動できる場を充実させ主体的な活動を推進します。

(2) 地域介護予防活動支援事業

住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に関するボランティア等の人材養成や育成のための研修を実施します。また、介護予防に資する地域活動組織の育成や支援を行います。

(3) 介護予防把握事業

基本チェックリスト実施の情報等から生活機能の低下の恐れがある対象者を把握し、介護予防に資する活動へつなげます。

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

(5) 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図ります。

2 介護予防・生活支援サービス事業

これまでの介護予防給付の利用実績・見込みや要介護認定者の伸びなどの状況を勘案し、専門的なサービスに加え、健康な高齢者を含む地域住民やNPOなど多様な主体による新たなサービス提供について検討し、高齢者の自立した生活を支援するためのサービス提供や事業の充実に努めます。

(1) 訪問型サービス事業

① 訪問介護支援サービス事業

在宅での日常生活に支障のある方を基本チェックリストで選出し、身体の介助や日常生活の援助を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の整備を行います。

② 住民提供訪問支援事業

訪問介護支援サービス事業の対象とならない方や対象とならないサービス内容について、住民ボランティアをはじめとした地域住民主体の自主活動を活用し行う生活援助等を支援できる体制の整備を行います。

③ 専門的短期集中訪問支援事業

口腔機能や栄養等で問題があり専門的な対応が必要な方に対し、歯科衛生士や栄養士等の専門職が短期的に支援を行い状態の改善行える事業の充実に努めます。

(2) 通所型サービス事業

① 通所介護支援サービス事業

在宅で生活している方が心身機能の維持向上のためデイサービス等で日常生活訓練などを受けることにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の整備を行います。

② 住民提供通所支援事業

住民ボランティアをはじめとした地域住民主体の自主活動を活用し、今後、住み慣れた地域の福祉センターのほか学校等で行われる通いの場を充実させることで、自立支援だけでなく、生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりを支援できる体制の整備を行います。

③ 専門的短期集中通所支援事業

口腔機能や栄養等で問題があり専門的な対応が必要な方に対し、歯科衛生士や栄養士等の専門職が短期的に支援を行い状態の改善行える事業の充実に努めます。

(3) 介護予防ケアマネジメント事業

対象者の状態や置かれている環境等に応じて、現在の状態にあったふさわしいサービスが選択できるようにすることで、本人が自立した生活を送ることができるようなケアプランを作成し、在宅生活が継続できるよう支援します。

第4節 在宅サービスの充実

【現状と課題】

アンケート調査によると、要介護高齢者を対象とした「在宅サービス利用者が今後、介護を受けたい場所」についての質問では、「可能な限り、自宅で介護を受けたい」（61.0%）が最も多い結果であり、高齢者になっても、また、介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた家庭や地域で自立した生活を継続することを望まれていることがわかります。

平成27年度の介護保険法改正においては、高齢者単身世帯や高齢者の夫婦のみ世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が地域で生活を継続するためには、多様な生活支援ニーズがあり、多様なサービスを地域で整備していくことが求められています。

本市においても、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化を図り、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを推進します。

また、介護サービス基盤の整備については、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域密着型サービスの整備を推進していきます。

【具体的施策】

1 総合的な相談体制の整備

(1) 総合相談体制の充実

総合相談窓口や地域包括支援センター等において、高齢者の個々のニーズに合った介護、保健、福祉、医療等にかかわるサービスの総合的な相談、調整、指導を推進します。

(2) 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域や在宅での生活を継続していくためには、在宅サービス利用者の生活圏域ごとに、24時間切れ目のないサービスを総合的・包括的に提供できる体制整備が必要です。

そのため、これまでの市内全域を想定したサービス提供体制の整備に加え、身近で地域の特性に応じた多様なサービスの提供が可能な「地域密着型サービス」の整備が重要となっています。

地域密着型サービスの整備は、市内8つの日常生活圏域ごとの状況やバランスを考慮して進めていきます。

日常生活圏域の設定		区	域
1	東	市街地の東部に位置し、東は札内川、西は国道241・236号線、帯広川・ウツベツ川、南は根室本線、北は十勝川に囲まれた地区。(住区：東、柏、駅前)	
2	川北	市街地の北部に位置し、東は241・236号線、西は帯広北新道(西18条通西側)、南は帯広川、北は十勝川に囲まれた地区。(住区：北栄、啓北、栄)	
3	鉄南	市街地の東南部に位置し、東は札内川、西は西南大通(西8条通)・緑ヶ丘公園、公園東通、南は売買川、北は根室本線に囲まれた地区。(住区：光南、駅南、明星、緑栄)	
4	西	市街地の中東部に位置し、東は西南大通(西8条通)・緑ヶ丘公園、西は弥生新道、南は春駒通・15条通、北は帯広川に囲まれた地区。(住区：競馬場、柏林台、白樺、緑ヶ丘)	
5	広陽・若葉	市街地の中西部に位置し、東は弥生新道・15条通、西は栄通、南は自衛隊北側、北は帯広川に囲まれた地区。(住区：広陽、若葉)	
6	西帯広・開西	市街地の西部に位置し、東は帯広北新道(西18条通西側)・栄通、西は芽室町界、南は南6線、北は十勝川以北の中島地区を含む地区。(住区：西帯広、開西)	
7	南	市街地の南部に位置し、東は札内川、西は芽室町界、南は清流の里を含む稲田3号線、北は売買川・自衛隊北側に囲まれた地区。(住区：豊成、南町、稲田、大空)	
8	川西・大正	本市の南部に位置し、東は幕別町界、西は芽室町界、南は中札内村界、北は稲田3号線・帯広刑務所以南に囲まれた地区。(住区：川西、大正)	

日常生活圏域ごとの状況

日常生活圏域名	面積 (km ²)	人口 (人)	高齢者人口 (人)	要介護(支援)認定者数 (人)	サービス基盤(第五期計画末)						
					施設系サービス			居住系サービス			
					区分	施設	床数	区分	施設	床数	
1 東	7.83	15,635	4,200	計	940	計	1	29	計	11	445
				要支援	293	特養			グループホーム	5	90
				要介護	647	小規模特養	1	29	特定施設	6	355
						老健			(ショートステイ)		
						療養型			(小規模多機能)	(1)	(25)
2 川北	6.82	23,433	5,750	計	1,057	計	2	129	計	5	122
				要支援	331	特養			グループホーム	4	72
				要介護	726	小規模特養	1	29	特定施設	1	50
						老健	1	100	(ショートステイ)	(1)	(4)
						療養型			(小規模多機能)	(1)	(25)
3 鉄南	5.58	22,839	6,023	計	1,276	計	3	89	計	7	181
				要支援	425	特養	1	50	グループホーム	5	71
				要介護	851	小規模特養	2	39	特定施設	2	110
						老健			(ショートステイ)	(1)	(3)
						療養型			(小規模多機能)	(1)	(25)
4 西	5.10	20,369	5,338	計	1,129	計	3	229	計	4	113
				要支援	354	特養			グループホーム	3	63
				要介護	775	小規模特養	1	29	特定施設	1	50
						老健	2	200	(ショートステイ)		
						療養型			(小規模多機能)	(1)	(25)
5 広陽・若葉	5.80	27,968	7,619	計	1,252	計	2	83	計	4	105
				要支援	401	特養			グループホーム	3	54
				要介護	851	小規模特養	1	29	特定施設	1	51
						老健(新型)	1	54	(ショートステイ)	(1)	(10)
						療養型			(小規模多機能)		
6 西帯広・開西	19.05	21,860	4,577	計	755	計	3	158	計	3	45
				要支援	226	特養			グループホーム	3	45
				要介護	529	小規模特養	2	58	特定施設		
						老健	1	100	(ショートステイ)	(1)	(7)
						療養型			(小規模多機能)	(2)	(50)
7 南	18.36	29,875	7,241	計	1,454	計	4	299	計	8	308
				要支援	401	特養	2	200	グループホーム	6	108
				要介護	1,053	小規模特養	1	29	特定施設	2	200
						老健			(ショートステイ)	(3)	(40)
						療養型	1	70	(小規模多機能)	(2)	(50)
8 川西・大正	550.40	6,745	2,002	計	450	計	2	179	計	3	27
				要支援	115	特養	2	179	グループホーム	3	27
				要介護	335	小規模特養			特定施設		
						老健			(ショートステイ)	(2)	(61)
						療養型			(小規模多機能)		
合計	618.94	168,724	42,750	計	8,313	計	20	1,195	計	45	1,346
				要支援	2,546	特養	5	429	グループホーム	32	530
				要介護	5,767	小規模特養	9	242	特定施設	13	816
						老健(新型含む)	5	454	(ショートステイ)	(9)	(125)
						療養型	1	70	(小規模多機能)	(8)	(200)

※平成26年9月末現在(サービス基盤については、建設中を含む。)

特養	: 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
小規模特養	: 地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)
老健	: 介護老人保健施設
老健(新型)	: 介護療養型老人保健施設
療養型	: 介護療養型医療施設
グループホーム	: 認知症対応型共同生活介護
特定施設	: 特定施設入居者生活介護
ショートステイ	: 短期入所生活介護
小規模多機能	: 小規模多機能型居宅介護

(3) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的機関として期待されていることから、地域包括支援センターを統括する機関である地域包括支援総合センターにおいて地域包括支援センター間の連携や情報交換・情報共有を行い、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、地域包括支援センターの機能強化に向けて取組を進めます。

より身近な相談体制の構築を進めるとともに、高齢化の進行それに伴う相談件数の増加、新たな業務等に対応するため、地域包括支援センターに対する人員の適切な配置のほか、地域の中で認知症等機能強化型の地域包括支援センターを位置づけるなど、役割に応じた人員体制の強化や地域包括支援センター間の役割分担・連携を強化し、効果的かつ効率的な運営を目指します。

また、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールと位置づけられている「地域ケア会議」の「地域ケア個別会議」の開催に取り組み、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげます。

① 包括的支援事業の実施及び身近な相談体制の構築

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務の4つの業務を地域において、一体的に実施していきます。

また、住民等の利便性を考慮し、4か所の地域包括支援センターそれぞれに1か所ずつサテライトを設けるなど窓口機能の強化を図ります。

② 適切な人員配置及び地域包括支援センター間の役割分担・連携強化

地域包括支援センターへの相談件数は年々増加しており、認知症、精神疾患、虐待事例などの専門的な知識、技術が必要な相談が増えているほか、今後、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進等を図る中で、それぞれの地域包括支援センターの役割に応じた人員体制の強化、地域包括支援センター間の役割分担・連携強化に努めます。

③ 地域ケア会議の推進

個別ケースを検討する「地域ケア個別会議」をコーディネーター中心に地域包括支援センターが開催し、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりにつなげます。

2 在宅医療・介護サービス

介護給付（要介護 1～5）や予防給付（要支援 1・2）の介護保険在宅サービス、日常生活圏域内での地域密着型サービスの提供体制の整備・充実等を図るとともに、医療ニーズの高い高齢者に対し、医療や介護サービスを切れ目なく提供するという観点から、複合型サービスや 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することにより、医療と介護の連携の強化等に努めます。

(1) 介護給付の充実

これまでの在宅サービスの利用実績・見込みや要介護者等の伸びなどの状況を勘案し、要介護者の自立した生活を支援するために介護給付の提供体制の充実に努めます。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

在宅での日常生活に支障のある要介護認定者等が、身体の介助や日常生活の援助を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

② 訪問入浴介護

在宅での入浴が困難な要介護認定者等が、巡回入浴者を利用した入浴介護を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

③ 訪問看護

通院が困難な要介護認定者等が在宅で医療的な処置などを受けることにより、健やかで安心した生活を送ることができるよう、必要なサービスの提供体制の充実に努めます。

④ 訪問リハビリテーション

通院等の困難な要介護認定者等が在宅で機能の維持・回復を図るため理学療法等を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

⑤ 通所サービス

ア 通所介護（デイサービス）

在宅の要介護認定者等がデイサービスセンター等で心身機能の維持・向上のため機能訓練などを受けることにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

イ 通所リハビリテーション（デイケア）

在宅の要介護認定者等が介護老人保健施設等で心身機能の維持・回復を図るため理学療法等を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

⑥ 短期入所サービス（ショートステイ）

要介護者等が心身機能を維持し、住み慣れた在宅での生活を継続するために、また、家族の介護負担軽減を図るレスパイトケアを推進するために短期的に介護老人福祉施設等に入所できるショートステイのサービス提供体制の充実に努めます。

また、家族の突然の怪我や病気、葬儀等の緊急時に利用できる緊急ショートステ

イのサービス提供体制の充実に努めます。

⑦ 居宅療養管理指導

通院等が困難な要介護認定者等が在宅で医師等から心身の状況に応じた療養上の管理指導を受けることにより、質の高い療養生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

⑧ 福祉用具の貸与・購入

要介護認定者等が心身の状況等に応じた福祉用具の貸与を受けたり、購入したりすることにより、できる限り在宅で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

⑨ 住宅改修

要介護認定者等の心身の状態に応じた住宅改修が行われることにより、できる限り在宅で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

⑩ 特定施設入居者生活介護

要介護認定者等の多様な住まいへのニーズに応じたサービス提供体制の充実に努めます。

(2) 予防給付の充実

介護保険法の基本理念である「自立支援」を基本とし、高齢者等が介護の必要な状態にならずに、可能な限り健康で元気な生活を送ることができるように、心身状態の維持・改善の見込まれる要支援者への予防給付の提供体制の充実に努めます。

(3) 地域密着型サービスの整備

「地域密着型サービス」とは、高齢者が要支援又は要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、サービスの提供を行うものです。

本市においても、日常生活圏域内でサービス提供ができるよう、関係事業者等の協力を得ながらサービス提供体制の整備・充実に努めます。

① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

6ユニット定員 54 人の整備を進めます。

② 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

日常生活圏域の 4 圏域に 116 床（各 29 床）の整備を進めます。

③ 小規模多機能型居宅介護

日常生活圏域の 4 圏域に 4 か所（各定員 25 人）整備を進めます。

④ 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた、複合型サービスの提供に努めます。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を密接に連携した定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に努めます。

(4) 在宅医療の充実

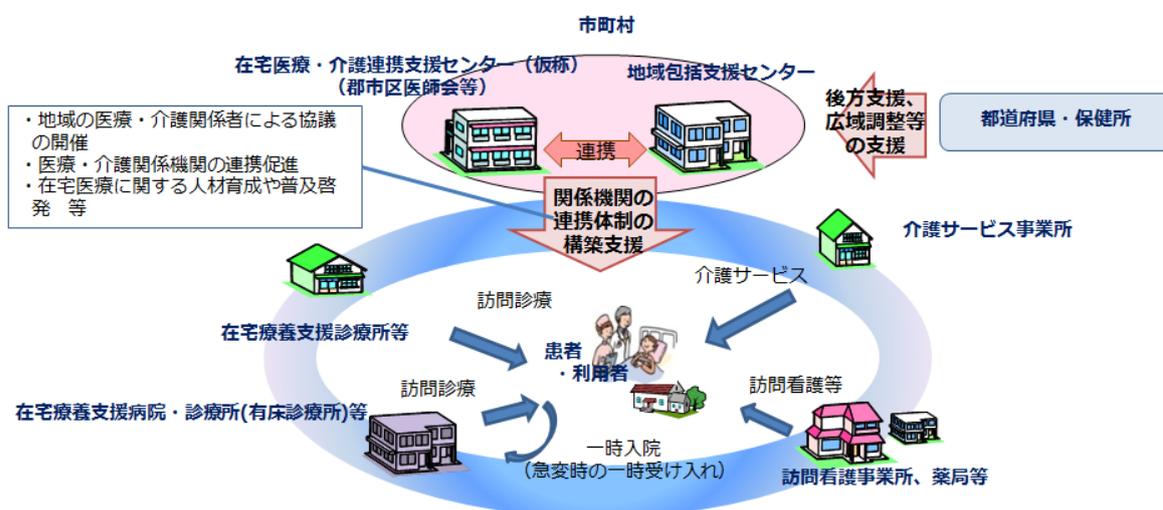
地域包括ケアシステムの構築にあたっては、医療機関や訪問看護等の在宅医療の充実とともに、医療と介護の連携強化が重要な課題となります。

在宅医療においては、医師をはじめ、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、生活支援サービス提供者等との連携が必要になるとともに、市民や関係者の在宅医療に関する理解が大切です。

本市においては、在宅医療・介護連携に関する協議会を立ち上げ、多職種が協働しながら、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅支援の体制を整えます。

そのために、次の在宅医療・介護連携推進事業を行っていきます。

- ① 地域の在宅医療に関する資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応の協議
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等
- ④ 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- ⑤ 在宅医療・介護関係者の研修
- ⑥ 24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 二次医療圏内・関係市区町村の連携



(図の出典：『全国介護保険担当課長会議資料』（平成26年7月28日）より）

3 生活支援サービス

今後、高齢者単身世帯や多様な生活支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる一方、高齢者自身が介護予防や社会参加の観点から自己の能力を活かした生活支援の担い手となる可能性があります。本市においては、高齢者の生活支援サービスに対するニーズと地域資源の把握などのために研究会を立ち上げ、地域包括ケアシステム構築のために必要な生活支援サービスの在り方と方針を定め、ボランティア等の生活支援の担い手の養成や、地域資源の開発、ネットワーク化を推進するために生活支援コーディネーターを配置するなど、生活支援サービスの充実を図ります。

(1) ひとり暮らし等高齢者への支援

安否確認・見守りサービス等で孤独感の解消を図り、在宅生活が可能となるような高齢者サービスを推進します。

(2) ねたきり・認知症高齢者への支援

理美容サービス等、ねたきり高齢者の在宅支援のサービスを推進します。

(3) 介護者への支援

在宅の高齢者を介護する方の心身および経済的負担の軽減を図るためのサービスを推進します。

ひとり暮らし等高齢者、ねたきり・認知症高齢者、そして介護者の生活支援を推進するため、次のサービスの実施に努めます。

① ひとり暮らし高齢者訪問活動事業

ひとり暮らし高齢者の安否確認と緊急時の速やかな対応を図るために、乳酸菌飲料の宅配等による訪問活動を行うことにより、ひとり暮らし高齢者の安全な生活の確保に努めます。

② 高齢者在宅生活援助サービス

介護保険対象外となる除雪など、軽易な日常生活の援助として低所得者に対する在宅生活援助事業を行うことにより、在宅高齢者の自立した生活の確保に努めます。

③ 緊急通報システム事業

日常生活上、注意を要する状態にあるひとり暮らし高齢者等の急病や事故などの緊急時の対応を図るため、緊急通報装置を設置します。

④ 食の自立支援事業（配食サービス）

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの必要な世帯に対して、介護予防の観点から栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、生活習慣病の予防も考慮した配食サービスの提供を行います。また、配達時に安否確認の対応を行います。

⑤ 短期入所施設利用等移送サービス

寝たままで乗車できる特殊車両によらなければ移送することができない重度の在宅ねたきり高齢者等に移送サービスを提供します。

- ⑥ ねたきり高齢者等寝具類クリーニングサービス
ねたきり高齢者等の清潔で快適な生活環境を維持するため、寝具類クリーニングサービスの提供を行います。
- ⑦ ねたきり高齢者等理美容サービス
ねたきり高齢者等の保健衛生の増進を図るため、在宅での理美容サービスの提供を行います。
- ⑧ 家族介護用品支給事業
在宅の高齢者を介護する方の経済的負担軽減等を図るために、要介護 3 以上の低所得の方に対して、介護用品と引換えのできる給付券を支給します。
- ⑨ 家族介護者リフレッシュ事業
在宅で高齢者を介護している家族の心身の負担を軽減するため、介護者相互の情報交換及び交流等により、介護者の心身の元気回復（リフレッシュ）を図ります。
- ⑩ その他のサービス
高齢者や身体に障害のある方などの状況に応じて、ごみの戸別収集に引き続き取り組みます。

(4) 住環境の整備

- ① 市営住宅においては、高齢者世帯等が安心して住み続けられるようバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方にに基づき、住宅の整備を進めます。
- ② 民間活力を活用し、高齢者世帯等の居住のための公的賃貸住宅の整備を進めます。
- ③ 高齢者が安心して使えるユニバーサルデザインの居室等の改造を進めるため、「ユニバーサルデザイン住宅改造資金補助制度」等の活用を促します。
- ④ 市民や関係機関の協力を得ながら、公共建築物をはじめ道路、公園、公共交通機関等において誰もが安心して利用できる環境の整備の促進を図ります。

第5節 施設サービスの充実

【現状と課題】

介護が必要になっても居宅サービスをはじめとする様々な福祉サービスを利用しながら、できる限り住み慣れた地域や環境の中で日常生活を続けることが望ましいものの、介護の必要性や介護者の有無などの家庭環境などにより、施設サービスの需要も多くみられます。

アンケート調査によると、要介護高齢者を対象とした「在宅サービス利用者の今後の介護希望場所」についての質問に対して、2割弱の方が「特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所したい」と回答しています。

各種施設の整備状況は、第五期計画ではおおむね達成されていますが、特別養護老人ホームのように入所希望申込者が多い現状があります。

必要な施設サービスの基盤整備については、広域型の大規模施設の整備を進めつつも地域密着型の小規模施設整備を重視し拡充を進めます。その際には、日常生活圏域ごとのバランスや入所希望者の実態、緊急性などを考慮することで、必要量の確保と質の向上に配慮し、計画的に整備を進めていきます。

【具体的施策】

1 介護保険施設等の整備

高齢者が介護の必要な状態になってもできる限り在宅での生活が継続できるように「在宅ケア」を推進していくことが必要ですが、中重度者は介護と医療のニーズを併せ持つ場合も多く、現在の在宅サービスだけでは支えきれない現状があります。

中重度の要介護者に対しては、心身の状況、生活環境等に応じた適切な施設サービスの確保が必要となっていますが、住み慣れた地域での居住を望む声が多いことから、第六期計画においても、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を進めます。

また、できる限りリハビリ等による在宅への復帰を促していくため、介護老人保健施設の整備を進めます。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

① 広域型

既存施設の用途変更により16床増床します。（短期入所生活介護より転換）

② 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

日常生活圏域の4圏域に116床（各29床）の整備を進めます。

（再掲、第4節 在宅サービスの充実、2 在宅医療・介護サービス、(3) 地域密着型サービスの整備）

(2) 介護老人保健施設

既存施設の改築に伴う増床分について、46床の整備を進めます。

(3) 介護療養型医療施設

既存施設の医療療養病床への用途変更により 20 床減床します。

2 多様な住まいの普及の推進

民間による有料老人ホームや、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する登録住宅であるサービス付き高齢者向け住宅など、多様な住まいの整備を促進していきます。

【第六期計画における施設等の整備計画】

日常生活圏域名	第六期計画中の整備（予定）					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	施設	床数	施設	床数	施設	床数
2 川北	小規模特養		1	29		
	(小規模多機能)		(1)	(25)		
3 鉄南	小規模特養				1	29
	(小規模多機能)				(1)	(25)
4 西	グループホーム		1	18		
5 広陽・若葉	グループホーム				1	18
	小規模特養				1	29
	(小規模多機能)				(1)	(25)
	老健(新型含む)		△1	△54		
6 西帯広・開西	グループホーム				1	18
7 南	小規模特養		1	29		
	(小規模多機能)		(1)	(25)		
	老健(新型含む)		1	100		
	療養型	減床	△20			
8 川西・大正	広域特養	増床	16			
合計	グループホーム		1	18	2	36
	小規模特養		2	58	2	58
	(小規模多機能)		(2)	(50)	(2)	(50)
	広域特養	増床	16			
	老健(新型含む)			移転増床	46	
	療養型	減床	△20			

特養：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

小規模特養：地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

老健：介護老人保健施設

老健（新型）：介護療養型老人保健施設

療養型：介護療養型医療施設

グループホーム：認知症対応型共同生活介護

小規模多機能：小規模多機能型居宅介護

第6節 地域で支える仕組みづくり

【現状と課題】

アンケート調査の中で、介護保険サービス利用者・未利用者に対する「特に力を入れるべき高齢者保健福祉施策」についての質問では、最も多かった回答が「家族の介護負担を軽減するための施策の充実」、次いで「ひとり暮らし高齢者への支援」であり、「判断能力が低下した場合の支援」や「認知症高齢者への支援」の回答も多くなっています。

ひとり暮らし高齢者の増加や核家族化、高齢者の夫婦のみ世帯の増加、そして、認知症高齢者数の増加が、今後ますます見込まれる中、地域での見守りの必要性が高まっています。

疾病や同居者の有無、経済状況の違い等、一人ひとりの高齢者が抱える異なるニーズを満たし、すべての高齢者が住み慣れた地域でいきがいを持って生活をしていくためには、高齢者自らの取組による健康管理等の自助はもちろんのこと、介護保険サービスや医療保険の共助の仕組みと高齢者保健福祉サービスや生活保護等の公助にとどまらず、地域においても生活全般にわたり市民が市民を支える互助を充実し、支援体制を整備していく必要があります。

そのためには、市民の意識啓発はもとより、地域交流活動やボランティア活動等の促進のほか、行政が市民や社会福祉協議会、ボランティア団体、町内会、民生委員・児童委員等の社会資源と重層的かつ有機的に連携し、協働して支援する体制、さらには、地域づくりを担う人材の発掘と育成といった地域力強化の取組等、地域福祉ネットワークの形成が必要です。

高齢者となった団塊の世代をはじめとするアクティブシニアの幅広い知識と経験が、地域福祉の向上にとって大きな力となりうることから、社会活動への積極的参画を促すことが必要です。

地域福祉ネットワークと地域包括ケアがお互いに連絡調整することにより、社会全体で高齢者を支えていく仕組みづくりを進めていきます。

【具体的施策】

1 市民の意識啓発

高齢社会の問題を市民一人ひとりの問題として捉えられるよう、市民の意識啓発を図り、町内会、子ども会、老人クラブなどの連携を深め、交流促進に努めます。

2 ボランティア活動の促進

各種ボランティア養成事業を通じて市民のボランティア活動に対する意識啓発及びボランティアの養成、ボランティア団体の育成・支援と、並びに各関係団体との連携を図ります。

3 地域福祉の推進

(1) 地域福祉ネットワークの促進

地域の民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会の福祉関係者の連携を図ります。更に、地域福祉向上に関わるボランティア団体の育成や支援のほか、団塊の世代等の幅広い知識と経験を活用し、地域福祉活動の充実、促進に努めます。

(2) 高齢者虐待防止対策の推進

虐待の早期発見と迅速な対応と支援に結びつけるため、地域包括支援センターや高齢者虐待防止ネットワークの機能を活用して高齢者虐待防止対策を推進します。

(3) 帯広市きづきネットワークの体制強化

民間事業所、医療機関、団体、関係機関、そして市関係部課との連携を図りながら、高齢者や障害者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域の見守り体制強化に取り組みます。

(4) 悪質な訪問・電話勧誘販売等の防止対策の推進

消費生活アドバイスセンター等関係機関と連携し、高齢者に対する悪質な訪問販売や電話勧誘販売、振り込め詐欺等の防止対策を推進します。

4 権利擁護事業の充実

成年後見制度や日常生活自立支援事業の積極的な活用を図るとともに、地域の中で認知症などにより判断能力が低下した高齢者の財産・金銭管理や身上監護のため、成年後見支援センター「みまもーる」での取組を一層発展させ、相談体制の強化を図るとともに、必要な知識を積んだ市民後見人を養成するなど権利擁護体制の充実に努めます。

5 防災・防犯体制等の整備

(1) 災害時において、自力で避難することが困難な高齢者や障害者などに、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、「災害時要援護者」として登録していただき、登録者一人ひとりの安否確認や避難誘導方法などを地域と協力・連携し個別計画としてまとめ、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 関係機関や老人クラブ等と連携して、各種研修会や講習会を実施し、高齢者の交通事故防止及び市民ぐるみの交通安全思想の普及に努めます。

(3) 高齢者や障害者が安全に通行できる道路の整備に努めます。

第7節 認知症施策の推進

本市では、要介護認定者の約6割が認知症高齢者であり、高齢者の増加に伴い今後も認知症高齢者の増加が予測されています。国は「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を策定し、平成25年度からその取組がスタートしており、その着実な推進が求められています。

本市においては、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、地域包括ケアシステムの構築を図るためにも、認知症にやさしいまちづくりの取組を進めます。

今後は、「認知症地域支援推進員」や早期の段階からの適切な対応で支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置することで、認知症施策を推進する人材の確保をしていきます。

また、軽度認知障害を早期発見する体制整備や「認知症ケアパス」の作成、「徘徊高齢者等SOSネットワーク」の充実など認知症の人と家族の支援体制を強化していきます。

1 正しい知識の普及・啓発

認知症の人の地域生活を支援するため「認知症サポーター養成講座」などを充実し、認知症に関する正しい知識を広く普及・啓発します。また、若年性認知症ハンドブックなどの活用を通じて、若年性認知症についての周知啓発に取り組みます。さらに、認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて受けられる、適切な医療・介護サービスの情報（認知症ケアパス）を広く普及していきます。

2 予防対策の推進

軽度認知障害のスクリーニングの実施等、早期発見するための体制を整備し、認知症予防教室等認知症発症予防の取組をすすめます。

3 地域の見守り体制の構築

関係機関と連携し、保健、医療、福祉サービスの調整を図り、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会、認知症サポーター養成講座修了者等と見守り体制を充実し、認知症の人の早期発見、早期対応に努めます。また、警察、保健所、介護サービス事業所や民間事業者等による「徘徊高齢者等SOSネットワーク」の充実により、徘徊高齢者等の早期発見・再発予防を図ります。さらに、認知症の人への声かけや対応方法などを体験して学ぶ徘徊模擬訓練を通じて、地域での見守り体制を強化します。

4 相談・支援体制の充実

認知症施策を地域で推進するため、認知症地域支援推進員の確保や、地域包括支援センターによる総合相談や権利擁護事業に取り組みます。また、認知症の人やその家族のつどいの場である茶話会等の充実や認知症サポーターの活用など、支援体制の充実を図ります。

5 医療と介護の連携強化

認知症の初期の段階で、認知症の人やその家族に対して、訪問など適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症疾患医療センターとの連携により早期対応に努めるほか、認知症ケアに携わる多職種の研修などにより、医療と介護の連携強化に努めます。

第5章 介護保険事業の見込み

1 被保険者数の見込み

人口及び被保険者数の推計については、平成21年度からの人口移動率をもとに推計しました。

推計結果は次表のとおりで、高齢者人口が増加する一方、64歳未満人口や総人口は減少する見込みです。平成29年度の高齢者人口は46,285人で高齢化率は27.6%と見込み、第1号被保険者数は住所地特例者も加え46,465人と推計しました。また、第2号被保険者（40歳～64歳）は56,999人と見込みました。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年度には65歳～74歳の人口を75歳以上の人口が上回る見込みと推計しました。

(単位：人)

年齢区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
推計総人口	168,412	167,988	167,493	165,567	160,943
40歳未満	66,290	65,198	64,209	61,557	57,382
40歳～64歳	57,956	57,463	56,999	55,827	54,259
65歳～74歳 (A)	22,847	23,246	23,523	24,088	21,392
(総人口比率)	13.6%	13.8%	14.0%	14.5%	13.3%
75歳以上 (B)	21,319	22,081	22,762	24,095	27,910
(総人口比率)	12.7%	13.1%	13.6%	14.6%	17.3%
高齢者計 (A)+(B)	44,166	45,327	46,285	48,183	49,302
(総人口比率)	26.2%	27.0%	27.6%	29.1%	30.6%
第1号被保険者数	44,346	45,507	46,465	48,363	49,482

※年度平均の推計値

(再掲、第3章1 高齢者の状況)

2 要介護認定者数の見込み

(1) 推計の方法

要介護認定者数は、平成25年4月から平成26年9月までの年齢群ごとの要介護認定率をもとに、平成26年10月以降の要介護認定率を算出し推計しました。

要介護認定率等の推移

(単位：人)

		40歳～64歳			65歳～74歳			75歳以上		
		被保険者数	要介護認定者数	認定率	被保険者数	要介護認定者数	認定率	被保険者数	要介護認定者数	認定率
平成25年	4月	59,192	201	0.3%	20,783	1,175	5.7%	19,776	6,574	33.2%
	5月	59,182	201	0.3%	20,825	1,186	5.7%	19,836	6,584	33.2%
	6月	59,176	198	0.3%	20,834	1,181	5.7%	19,914	6,620	33.2%
	7月	59,159	194	0.3%	20,901	1,195	5.7%	19,956	6,663	33.4%
	8月	59,179	200	0.3%	20,929	1,183	5.7%	20,000	6,687	33.4%
	9月	59,167	199	0.3%	21,008	1,186	5.7%	20,031	6,695	33.4%
	10月	59,150	197	0.3%	21,072	1,187	5.6%	20,076	6,731	33.5%
	11月	59,095	194	0.3%	21,179	1,196	5.7%	20,104	6,741	33.5%
	12月	59,121	192	0.3%	21,263	1,201	5.7%	20,092	6,777	33.7%
平成26年	1月	59,025	187	0.3%	21,406	1,210	5.7%	20,173	6,786	33.6%
	2月	58,946	187	0.3%	21,538	1,203	5.6%	20,235	6,843	33.8%
	3月	58,754	190	0.3%	21,646	1,204	5.6%	20,330	6,865	33.8%
	4月	58,710	191	0.3%	21,730	1,199	5.5%	20,386	6,897	33.8%
	5月	58,713	186	0.3%	21,810	1,220	5.6%	20,445	6,935	33.9%
	6月	58,683	189	0.3%	21,866	1,240	5.7%	20,501	6,944	33.9%
	7月	58,651	195	0.3%	21,919	1,242	5.7%	20,566	6,974	33.9%
	8月	58,619	193	0.3%	21,989	1,245	5.7%	20,618	7,015	34.0%
	9月	58,580	193	0.3%	22,063	1,243	5.6%	20,682	7,015	33.9%

(2) 介護度別認定者数の見込み

介護度別認定者数は次表のとおりで、計画最終年度の平成29年度には、第1号被保険者で9,569人、第2号被保険者で182人の要介護認定者数を見込みました。

介護度別要介護認定者数の見込み

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
認定者数	8,904	9,340	9,751	10,755	13,008
40歳～64歳	186	184	182	179	174
第1号被保険者計	8,718	9,156	9,569	10,576	12,834
65歳～74歳	1,286	1,309	1,324	1,356	1,204
75歳～	7,432	7,847	8,245	9,220	11,630
要支援1	1,235	1,264	1,286	1,316	1,388
要支援2	1,490	1,611	1,732	2,065	2,791
要介護1	2,180	2,316	2,448	2,795	3,560
要介護2	1,384	1,438	1,486	1,592	1,835
要介護3	960	1,024	1,085	1,249	1,611
要介護4	853	878	901	943	1,050
要介護5	802	809	813	795	773

3 介護サービス利用の見込み

(1) 介護サービス利用者数の見込み

平成 27 年度から平成 29 年度までの施設・居住系サービスを除いた居宅介護サービス利用者数は、平成 25 年度の介護度別受給率と平成 26 年 4 月から 9 月までの介護度別受給率をもとに推計しました。

介護サービス利用者数の見込み

(単位：人/月)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護サービス利用者合計	6,961	6,161	6,428	7,050	8,396
標準的居宅サービス等利用者数	4,640	3,853	4,010	4,462	5,544
施設・居住系サービス利用者数計	2,321	2,308	2,418	2,588	2,852
施設サービス利用者数	1,306	1,293	1,385	1,501	1,675
地域密着型介護老人福祉施設	242	242	300	416	590
介護老人福祉施設	528	529	529	529	529
介護老人保健施設	488	488	523	523	523
介護療養型医療施設	48	34	33	33	33
居住系サービス利用者数	1,015	1,015	1,033	1,087	1,177
認知症対応型共同生活介護	514	514	532	586	676
特定施設入居者生活介護	501	501	501	501	501
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0

(2) 介護サービス別利用量の見込み（要介護1～5）

サービス種類	(単位)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス						
訪問系サービス						
訪問介護	(回/年)	334,381	359,860	373,604	414,801	515,540
訪問入浴介護	(回/年)	3,930	4,229	4,392	4,868	6,052
訪問看護	(回/年)	29,411	33,110	34,511	38,311	47,634
訪問リハビリテーション	(回/年)	20,474	23,025	24,014	26,643	33,121
通所系サービス						
通所介護	(回/年)	148,378	116,785	121,405	134,773	167,531
通所リハビリテーション	(回/年)	48,323	54,419	56,726	62,962	78,254
短期入所系サービス						
短期入所生活介護	(日/年)	31,376	30,972	30,972	30,972	30,972
短期入所療養介護	(日/年)	7,180	7,180	7,180	7,180	7,180
居宅療養管理指導	(人/年)	4,004	4,311	4,473	4,966	6,171
特定施設入居者生活介護	(人/月)	441	441	441	441	441
福祉用具貸与	(人/年)	18,815	20,249	21,022	23,340	29,014
特定福祉用具販売	(人/年)	419	449	467	516	641
住宅改修	(人/年)	439	483	512	567	698
居宅介護支援	(人/月)	2,939	3,163	3,284	3,646	4,532
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	567	609	633	703	873
認知症対応型通所介護	(回/年)	2,056	2,252	2,343	2,607	3,235
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	2,736	2,736	3,192	4,104	5,472
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	508	508	526	580	670
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	242	242	300	416	590
複合型サービス	(人/年)	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	(回/年)	-	45,526	47,327	52,539	65,309
施設サービス						
介護老人福祉施設	(人/月)	528	529	529	529	529
介護老人保健施設	(人/月)	488	488	523	523	523
介護療養型医療施設	(人/月)	48	34	33	33	33

(3) 介護予防サービス別利用量の見込み（要支援1・2）

サービス種類	(単位)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス						
訪問系サービス						
訪問介護	(人/年)	8,616	4,552	-	-	-
訪問入浴介護	(回/年)	0	0	0	0	0
訪問看護	(回/年)	2,413	2,540	2,671	3,005	3,722
訪問リハビリテーション	(日/年)	1,119	1,203	1,228	1,422	1,726
通所系サービス						
通所介護	(人/年)	11,316	6,019	-	-	-
通所リハビリテーション	(人/年)	1,538	1,625	1,708	1,918	2,379
短期入所系サービス						
短期入所生活介護	(日/年)	1,195	1,195	1,195	1,195	1,195
短期入所療養介護	(日/年)	52	52	52	52	52
居宅療養管理指導	(人/年)	286	302	317	357	441
特定施設入居者生活介護	(人/月)	60	60	60	60	60
福祉用具貸与	(人/年)	5,395	5,700	5,996	6,741	8,354
特定福祉用具販売	(人/年)	193	203	213	238	296
住宅改修	(人/年)	285	300	315	353	440
居宅介護支援	(人/月)	1,701	690	726	816	1,012
地域密着型サービス						
認知症対応型通所介護	(回/年)	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	360	360	420	576	756
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	6	6	6	6	6

(4) 地域密着型サービス利用量の見込みと定員数

圏域別サービス利用量及び定員数の見込み

日常生活圏域名	サービス名	(単位)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
1 東	利用量					
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	0	0	0	
	認知症対応型通所介護	(回/年)	176	193	201	
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	340	340	351	
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	62	62	62	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	23	23	23	
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	5,843	6,067	
	定員(年度末)					
	認知症対応型共同生活介護	(人)	90	90	90	
	地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	29	
2 川北	利用量					
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	57	62	64	
	認知症対応型通所介護	(回/年)	639	700	728	
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	548	548	773	
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	64	64	64	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	19	19	48	
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	5,911	6,137	
	定員(年度末)					
	認知症対応型共同生活介護	(人)	72	72	72	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	58	58	
3 鉄南	利用量					
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	78	83	87	
	認知症対応型通所介護	(回/年)	2	2	2	
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	253	253	261	
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	92	92	92	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	37	37	37	
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	5,693	5,911	
	定員(年度末)					
	認知症対応型共同生活介護	(人)	71	71	71	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	39	39	68	

日常生活 圏域名	サービス名	(単位)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
4 西	利用量				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	332	357	371
	認知症対応型通所介護	(回/年)	480	526	548
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	303	303	313
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	57	57	75
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	48	48	48
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	7,196	7,472
	定員(年度末)				
	認知症対応型共同生活介護	(人)	63	81	81
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	29	
5 広陽 ・若葉	利用量				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	53	57	59
	認知症対応型通所介護	(回/年)	522	571	594
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	436	436	451
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	51	51	51
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	35	35	35
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	9,092	9,440
	定員(年度末)				
	認知症対応型共同生活介護	(人)	54	54	72
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	58	
6 西帯広 ・開西	利用量				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	25	27	28
	認知症対応型通所介護	(回/年)	144	158	164
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	571	571	590
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	42	42	42
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	29	29	29
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	4,891	5,078
	定員(年度末)				
	認知症対応型共同生活介護	(人)	45	45	63
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	58	58	58	

日常生活圏域名	サービス名	(単位)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
7 南	利用量					
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	22	23	24	
	認知症対応型通所介護	(回/年)	93	102	106	
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	582	582	808	
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	116	116	116	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	47	47	76	
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	5,770	5,991	
	定員 (年度末)					
	認知症対応型共同生活介護	(人)	108	108	108	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	58	58	
8 川西・大正	利用量					
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	0	0	0	
	認知症対応型通所介護	(回/年)	0	0	0	
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	63	63	65	
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	30	30	30	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	4	4	4	
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	511	532	
	定員 (年度末)					
	認知症対応型共同生活介護	(人)	27	27	27	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	0	0	0	
合計	利用量					
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	567	609	633	
	認知症対応型通所介護	(回/年)	2,056	2,252	2,343	
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	3,096	3,096	3,612	
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	514	514	532	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	242	242	300	
	複合型サービス	(人/年)	-	-	-	
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	44,907	46,628	
	定員 (年度末)					
	認知症対応型共同生活介護	(人)	530	548	584	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	242	300	358	

4 介護保険事業費用の見込み

「3 介護サービス利用の見込み」で推計したサービス利用量をもとに、保険給付にかかる費用を推計しました。

介護保険事業費用の見込み

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	平成32年度	平成37年度	
介護保険費用(A)	12,922,979	13,269,612	13,949,981	40,142,572	15,337,827	18,083,602	
保険給付費	12,595,084	12,574,927	12,950,480	38,120,491	14,244,450	16,755,418	
居宅介護（介護予防）サービス費	7,799,249	7,842,061	8,024,568	23,665,878	9,103,387	11,120,972	
施設介護サービス費	3,329,667	3,264,086	3,369,068	9,962,821	3,369,068	3,369,068	
居宅介護（介護予防）サービス計画費	577,995	561,940	583,901	1,723,836	648,806	806,344	
審査支払手数料	13,168	13,632	14,136	40,936	15,648	18,168	
高額介護（予防）サービス費	297,447	319,181	342,499	959,127	428,317	667,262	
特定入所者介護（介護予防）サービス費	577,558	574,027	616,308	1,767,893	679,224	773,604	
地域支援事業費	327,895	694,685	999,501	2,022,081	1,093,377	1,328,184	
介護予防・日常生活支援総合事業	73,117	402,240	703,835	1,179,192	782,612	952,293	
包括的支援事業・任意事業	254,778	292,445	295,666	842,889	310,765	375,891	
財政安定化基金拠出金	0	0	0	0	0	0	
介護保険収入(B)	12,922,979	13,269,612	13,949,981	40,142,572	15,337,827	18,083,602	
保険給付費	12,595,084	12,574,927	12,950,480	38,120,491	14,244,450	16,755,418	
第1号被保険者保険料	2,695,745	2,687,468	2,680,292	8,063,505	3,276,222	4,021,300	
介護給付費負担金（国）	2,282,600	2,282,007	2,351,311	6,915,918	2,610,105	3,112,298	
調整交付金（国）	629,754	628,747	647,523	1,906,024	712,222	837,771	
介護給付費交付金（支払基金）	3,526,623	3,520,979	3,626,133	10,673,735	3,846,000	4,356,407	
介護給付費負担金（道）	1,810,801	1,804,842	1,857,594	5,473,237	2,019,341	2,333,212	
一般会計繰入金（市）	1,574,385	1,571,865	1,618,810	4,765,060	1,780,556	2,094,426	
その他（返納金等）	4	4	4	12	4	4	
安定化基金取崩交付金	0	0	0	0	0	0	
介護給付費準備基金繰入金	75,172	79,015	168,813	323,000	0	0	
地域支援事業費	327,895	694,685	999,501	2,022,081	1,093,377	1,328,184	
第1号被保険者保険料	72,126	152,819	219,879	444,824	251,465	318,751	
地域支援事業交付金（国）	117,621	214,593	291,247	623,461	315,277	380,892	
地域支援事業支援交付金（支払基金）	20,473	112,628	197,074	330,175	211,306	247,596	
地域支援事業交付金（道）	58,811	107,296	145,624	311,731	157,638	190,446	
一般会計繰入金（市）	58,811	107,296	145,624	311,731	157,638	190,446	
その他（返納金等）	53	53	53	159	53	53	
財政安定化基金拠出金	0	0	0	0	0	0	
収入－費用（B）－（A）	0	0	0	0	0	0	
				保険料(年額)	66,957 円	78,248 円	94,090 円
				保険料(月額)	5,580 円	6,521 円	7,841 円

5 介護保険料の考え方

第六期計画の介護保険料については、計画期間において算出した費用見込額等の推計から、基準月額を5,792円となりますが、介護給付費準備基金の繰り入れにより、基準月額を5,580円とするものです。

なお、介護保険法施行令等の改正に伴い、特例区分がすべて段階標記となったことに加え、所得に応じより適切な保険料額になるように段階を細分化するものです。

第六期段階	対 象 者	保険料率	年額保険料 (月額)	第五期段階
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給権者または生活保護受給の人	基準額× 0.50	33,480円 (2,790円)	第1段階
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人			第2段階
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額× 0.75	50,220円 (4,185円)	第3段階 特例
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額× 0.75	50,220円 (4,185円)	第3段階
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人（前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人）	基準額× 0.90	60,260円 (5,022円)	第4段階 特例
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人（前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える人）	1.00 (基準額)	66,960円 (5,580円)	第4段階
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、80万円未満の人	基準額× 1.15	77,000円 (6,417円)	第5段階
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、80万円以上120万円未満の人	基準額× 1.20	80,350円 (6,696円)	
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円以上150万円未満の人	基準額× 1.25	83,700円 (6,975円)	第6段階
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、150万円以上190万円未満の人	基準額× 1.30	87,040円 (7,253円)	
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、190万円以上240万円未満の人	基準額× 1.50	100,440円 (8,370円)	第7段階
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、240万円以上290万円未満の人	基準額× 1.60	107,130円 (8,928円)	
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、290万円以上350万円未満の人	基準額× 1.70	113,830円 (9,486円)	
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、350万円以上500万円未満の人	基準額× 1.85	123,870円 (10,323円)	第8段階
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、500万円以上1,000万円未満の人	基準額× 2.00	133,920円 (11,160円)	第9段階
第15段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、1,000万円以上の人	基準額× 2.15	143,960円 (11,997円)	

※第1段階から第3段階の保険料率は、別枠公費による軽減を実施する予定

6 介護保険制度の円滑な実施施策

介護保険制度は、加齢による疾病等で要介護状態となった高齢者等を社会全体で支えていく仕組みとして平成12年4月に開始され、これまで様々な見直しが行われてきました。

特に、平成18年度の制度改正では、「給付の効率化・重点化」や「予防重視型システム」への転換などの大きな見直しが行われ、予防を重視したサービスの提供等がより一層求められることとなりました。また、平成27年4月の制度改正では、医療、介護、予防、住まい、生活支援を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けた地域支援事業等の具体的な取組の方向性が示されました。

本市では、こうした状況の変化を踏まえつつ、今後も要介護認定者等が必要とする介護サービスを適切に利用できるようにするための取組を引き続き進めます。

(1) 市民参加の事業運営体制

介護保険事業の運営については、市の附属機関である帯広市健康生活支援審議会に専門部会として高齢者支援部会を設置し、市民の意見を反映する体制を構築しています。

また、地域包括支援センターの公平性・中立性の確保や地域密着型サービスの適正かつ円滑な運営を推進するため、被保険者や有識者などで構成する地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会を設置しています。

今後も、介護保険事業の運営に対する市民の様々な意見を反映する場として、帯広市健康生活支援審議会等を活用していきます。

(2) 市民及び事業者への情報提供

介護保険制度の円滑な運営を図るためには、高齢者や家族だけでなく市民の十分な理解を得ることが必要であり、常に適切な情報を提供することが重要です。

市民への一層の制度理解を図るため、介護保険制度の概要・仕組みや利用方法などについて、広報紙やホームページなどを活用した情報提供やパンフレットなどを作成し、市内の介護保険サービス事業所やコミュニティセンター等に配付するほか、町内会や各種団体の要請に応じ「ふれあい市政講座」を開催するなど、様々な機会を活用した情報提供に努めます。

また、事業者に対しては、国等から提供された介護保険事業の運用に関する情報等について、適切かつ迅速な提供に努めます。

(3) 要介護認定等の体制

要介護認定のための審査判定を行うため介護認定審査会を設置しています。

本市の介護認定審査会は、帯広市医師会、十勝歯科医師会、北海道看護協会十勝支部、北海道理学療法士会十勝支部、北海道作業療法士会十勝支部、日本介護福祉士会北海道支部十勝地区、特別養護老人ホーム、地域包括支援センター、帯広市介護支援専門員連絡協議会、北海道薬剤師会十勝支部、北海道社会福祉士会十勝地区支部から選ばれた保健・福祉・医療の有識者が交代で委員となり審査を行っています。

なお、今後の審査体制のあり方については、介護認定審査会や各関係団体の協力を得ながら、認定申請件数の増加や審査判定の複雑化など審査状況等の変化を踏まえ、必要に応じ検討・協議を行います。

(4) 介護保険制度の低所得者等への施策

① 低所得者への保険料の軽減

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料について、本市では、一定基準以下の所得である被保険者の負担を緩和するため、介護保険料の軽減制度を設けています。

介護保険制度の円滑な運営が促進されるよう、引き続き、保険料の軽減制度を継続します。

② 低所得者への利用料の軽減

介護保険のサービスを利用するためには、原則として費用の1割が利用者負担となりますが、生活困難と認められる方には、利用者負担の軽減制度を設けています。

今後も、要介護認定者等が必要な介護保険サービスを利用できるように、利用料の軽減制度を継続します。

③ 住宅改修及び特定福祉用具販売の一時的利用者負担軽減

住宅改修及び特定福祉用具販売については、本来、利用者が先に費用の全額を支払い、後で9割分の給付を受ける償還払いとなっています。しかし、この償還払いは利用者が一時的に大きな負担を伴うことから、本市ではその軽減を図るため、利用者が最初から費用の1割の支払いで済む受領委任払い方式も実施しており、引き続き、受領委任払いが可能な登録事業者の拡大を図ります。

7 介護サービスの質の向上、介護人材の確保及び育成

(1) 介護サービスの質の向上

介護サービスを必要とする要介護認定者等が「尊厳の保持」・「自立への支援」を基本に、自分らしい生活を継続していくためには、介護サービス事業者からの良質な介護サービスの提供が不可欠です。このため、介護サービスの質の向上にむけた取組を推進していきます。

① ケアマネジメント活動などへの支援

ケアマネジメント等に必要な専門的知識を習得するための研修会を実施するほか、介護保険事業の運営に関する情報等の共有化を図るためケアマネジャーとの情報交換会を開催するなど、ケアマネジメント活動などへの支援に努めます。

② 介護サービス事業者に関する情報の利用者等への提供

介護保険課の窓口で認知症対応型共同生活介護事業所等の自己評価や外部評価の結果の閲覧を可能とするほか、利用者が適切な介護サービス事業者を選ぶことができるようにするため、介護保険法に基づく「介護サービス情報の公表制度」の周知に努めます。

③ 地域密着型サービス事業者への指導

地域密着型サービス事業者への実地指導等を計画的に実施することにより、適正な事業所運営を促し介護サービスの質の向上の促進を図ります。

④ ケアマネジメントの適正化

地域包括支援センターが居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの日常的な個別指導・相談や、支援困難事例等への指導・助言等を行うことにより、ケアマネジメントの適正化に努めます。

(2) 介護人材の確保及び育成

介護サービスを必要とする要介護認定者等が安定して質の高いサービスを継続して受けられるよう、介護人材の育成、雇用の確保を促進します。

① 介護人材の育成

介護人材の育成に向けた専門学校などへの働きかけや、現在就業していない介護職を掘り起こすための取組などの就労支援に努めます。また、小中学生を対象とした介護体験や施設見学を実施するなど、介護に関する理解を深める取組を行うことで、将来の介護サービスを担う人材の発掘につなげます。

② 介護サービス事業者における人材確保の支援

長く継続して働きやすい職場環境となるよう、介護職員の負担軽減に関する取組や雇用確保の支援に努めます。また、介護事業者による介護職員の処遇改善の取組を促進します。

(3) 介護給付費の適正化

介護給付費の適正化の推進は、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度運営につながることから積極的な取組が必要です。

このため、北海道国民健康保険団体連合会（国保連）が提供する給付情報等を活用し、介護給付の効率化や適正化に努めます。

① 要介護認定の適正化

要介護認定の基礎となる認定調査及び主治医意見書の内容を点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

② ケアプランの点検

居宅支援事業所等が作成するケアプランをチェックすることにより、利用者の自立支援につながる適切なケアプランの作成を促し、給付の適正化につなげます。

③ 住宅改修等の点検

申請書類の点検や、実地調査を行うことにより、不適切又は不要な住宅改修や福祉用具の購入・貸与を防止し、利用者の身体の状態に応じて必要な利用を進めます。

④ 医療情報との突合及び縦覧点検

国保連から提供される情報を活用し、医療と介護の給付実績の突合や介護給付費明細書の内容を確認することにより、不適切な介護報酬請求の是正に努めます。

⑤ 介護給付費通知の送付

介護サービスの利用者に対して、介護給付に関する情報を定期的に提供して、介護サービス提供事業者からの架空請求や過剰請求などの防止を図ります。